

平成22年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業  
先進的・独創的活動支援事業助成金

HIV感染者の就労促進と就労環境整備の発展のための  
協働ワークショップ事業

# HIV感染者就労のための 協働ワークショップ 報告書



平成23年3月 社会福祉法人はばたき福祉事業団

このワークショップは、独立行政法人福祉医療機構  
社会福祉振興助成事業の助成により行ったものです。

— 目 次 —

|   |    |
|---|----|
| HIV 感染者就労のための協働ワークショップ 開催の趣旨              | 1  |
| HIV 感染者就労のための協働ワークショップ委員会 委員紹介            | 2  |
| HIV 感染者就労のための協働ワークショップ                    |    |
| ワークショップ概要                                 | 3  |
| 参加者                                       | 4  |
| プログラム                                     | 5  |
| 講演：HIV 感染症の現状                             | 9  |
| ワークショップ報告                                 | 19 |
| 医療者からの報告                                  | 24 |
| アンケート結果および項目                              | 26 |
| HIV 感染者就労のための協働ワークショップ委員会                 |    |
| 委員からのコメント                                 | 34 |
| 委員会報告                                     | 42 |
| 資料  |    |
| 1.HIV 感染者の障害者（免疫機能障害）<br>雇用・就労に関する企業アンケート | 46 |
| 2.全国ハローワーカー覧                              | 56 |
| 3.地域障害者職業センター                             | 65 |

## HIV 感染者就労のための協働ワークショップ 開催の趣旨

薬害エイズ感染被害者をはじめ、日本では 18,000 人以上の HIV 感染者がいます。HIV 感染者は増加の一途を辿っており、この数字は今後もさらに増えていくと予想されています。

HIV/AIDS は、当初から差別・偏見が世界的に強く、わが国でも積極的に是正していく働きかけが不十分であったため、偏見などを気にせず生活できる環境はいまだに作られていません。

HIV 感染者は、抗 HIV 薬の進歩などで適切な医療が受けられるようになり、将来に向かって生きていく希望が見えてきました。また薬害エイズ裁判の和解に基づき、免疫機能障害による身体障害者として、それまでの社会防衛から社会福祉の対象となり、福祉支援も受けられるようになりました。HIV 感染者は将来の生活設計を描きながら生活していく時代になったのです。

しかし、HIV 感染者は今も社会的な差別不安を受けるのではないかと強く感じています。特に就労に対しては、早急に現状を改善することが必要です。就労の確保は、生活面の安定をもたらすとともに、治療意欲の向上につながり、生きる意欲そのものをも左右するからです。また、HIV 感染者は 20、30 代が多数を占めるため、この年代の人たちの就労は特に緊急の課題となっています。そのためには、HIV 感染者が差別不安を抱かずに働くことのできる就労環境を作ることが重要です。

そこではばたき福祉事業団では、当事者、行政、企業、医療福祉関係者、支援者、研究者らが協働して、HIV 感染者が安心して就労できる社会を目指し、HIV 感染者の社会参加促進の契機とするために「HIV 感染者就労のための協働シンポジウム」を 4 年前に初めて開催しました。

そして今年度は、就労に結び付けるためのより実践的で具体的な活動として、「HIV 感染者就労のための協働ワークショップ」を開催しました。このワークショップは、障害者採用に意欲のある企業の人事担当者等を対象に、医療関係者による講演と参加者による座談会形式の議論を通して、免疫機能障害者である HIV 感染者の日常生活や医療をめぐる状況を知ってもらい、HIV 感染者に対する採用意欲を高めることによって、企業側の受け入れ態勢の整備と HIV 感染者の就労につなげることを目的としています。

HIV 感染者は 1998 年から、免疫機能障害として身体障害者認定を受け、身体障害者手帳の交付を受けることができるようになりました。はばたき福祉事業団では、この手帳を医療だけでなく、社会参加へのパスポートとして就労にも積極的に利用してほしいと考えています。このワークショップがきっかけとなり、企業の方が HIV 感染者を一人でも多く受け入れるようになることを期待しています。そしてすでに多くの HIV 感染者が身体障害者手帳を使って就労していますが、さらに多くの方が就労という広がりつつあるこの社会参加の輪を広げてほしいと願っています。

## HIV 感染者就労のための協働ワークショップ委員会 委員紹介

○委員長

関 由起子

埼玉大学 教育学部学校保健学講座 准教授

○委員

明石 祐二

社団法人日本経済団体連合会 労働法制本部 主幹

生島 嗣

特定非営利活動法人ふれいす東京 専任相談員

木嶋 大

東京都清瀬園 福祉係長

久地井 寿哉

社会福祉法人はばたき福祉事業団 専門家相談員

佐々木 薫

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 課長補佐

島田 恵

国立国際医療研究センター エイズ治療・研究開発センター 看護支援調整職

仁科 豊

仁科・深道法律事務所 弁護士

吉岡 治

厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課 障害者雇用専門官

## HIV 感染者就労のための協働ワークショップ 報告

「HIV 感染者就労のための協働ワークショップ」では、HIV 感染者を採用したいと考えている企業に集まっていただき、HIV に関する基本的な知識を学んでいただき、採用する上での障害や不安を参加者全員で議論をして解消し、今後の採用に結びつけることを目指しました。

ワークショップは医療関係者による講演と参加者による座談会の 2 部構成で行われました。参加者は必ずしも HIV に関する知識があるというわけではありませんので、座談会に入る前の情報提供として、医療関係者の方にご講演をしていただきました。東京で開催した第 1～3 回は独立行政法人国立国際医療研究センター病院 エイズ治療・研究開発センター（ACC）の本田美和子医師に、大阪で開催した第 4 回は独立行政法人国立病院機構大阪医療センター 医療相談室 岡本学氏に、それぞれお願いしました。本田医師は多くの HIV 感染者を診療されており、その中で就労についてのご相談も数多く受けておられます。また岡本氏は医療ソーシャルワーカーとしてご活躍され、就労を含め日頃から様々な相談を受けています。なお、この報告書の中では、本田医師による講演「HIV 感染症の現状」の内容をスライドとともに掲載いたしました。

座談会では、お二人にはファシリテーターとして、ご自身の経験を踏まえながら議論をリードしていただきました。その際、座談会には必ず HIV 感染者の採用経験のある企業に加わっていただき、その経験を全員で共有することを重視しました。HIV 感染者の採用や就労に関する情報はほとんどないため、成功ポイントや反省点を直接聞くことができる機会というのはたいへん貴重ですので、参加者同士で自然と質疑が交わされ、毎回活発な議論が展開されました。またファシリテーターのお二人からは、医療面での確かなアドバイスをいただくことで参加者の抱えている漠然とした不安も解消されました。

ワークショップの開催日時と参加者は下記のとおりです。参加企業は延べ 26 社 34 名、ハローワークは 9 名、労働局は 3 名、支援者は 2 団体 4 名でした。

第 1 回ワークショップ

日 時：7 月 26 日（月） 15:00～17:00

会 場：家の光会館 1 階セミナールーム（東京・飯田橋）

参加者：企業 6 社 11 名

第 2 回ワークショップ

日 時：10 月 22 日（金） 15:00～17:00

会 場：家の光会館 1 階セミナールーム（東京・飯田橋）

参加者：企業 6 社 7 名

第 3 回ワークショップ（東京）

日 時：11 月 12 日（月） 15:00-17:00

会 場：ファイナンシャルアカデミー1 階 セミナールーム（東京・飯田橋）

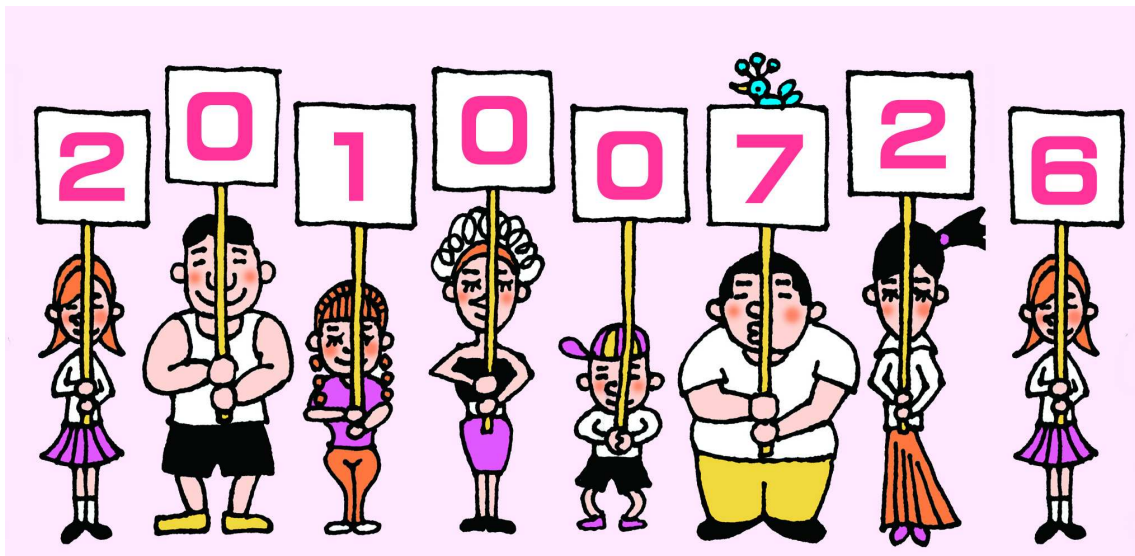
参加者：企業 9 社 11 名、神奈川労働局 2 名、ハローワーク 7 名

第 4 回ワークショップ（大阪）

日 時：12 月 6 日（月） 15:00-17:00

会 場：梅田センタービル 16 階 B 会議室（大阪・梅田）

参加者：企業 5 社 5 名、大阪労働局 1 名、ハローワーク 2 名、支援者 2 団体 4 名



## 第1回 HIV感染者就労のための 協働ワークショップ

**日時** 2010年7月26日(月) 15:00-17:00

**会場** 家の光会館1階 セミナールーム

**主催** 社会福祉法人はばたき福祉事業団

**後援** 厚生労働省、財団法人エイズ予防財団、  
独立行政法人福祉医療機構

- 15:00 ● あいさつ  
大平 勝美 (社会福祉法人はばたき福祉事業団 理事長)
- 15:10 ● HIV 感染症の現状  
本田 美和子 (独立行政法人国立国際医療研究センター  
エイズ治療・研究開発センター 医師)
- 15:30 ● 座談会形式によるワークショップ

このワークショップは、独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業の助成により行われます。

 **社会福祉法人 はばたき福祉事業団**  
Social Welfare Corporation HABATAKI Welfare Project  
東京都新宿区新小川町 9-20 新小川町ビル 5 階  
TEL:03-5228-1200 FAX:03-5227-7126



## 第2回 HIV感染者就労のための 協働ワークショップ

**日時** 2010年10月22日(金) 15:00-17:00

**会場** 家の光会館1階 セミナールーム

**主催** 社会福祉法人はばたき福祉事業団

**後援** 厚生労働省、財団法人エイズ予防財団、  
独立行政法人福祉医療機構

- 15:00 ● あいさつ  
大平 勝美 (社会福祉法人はばたき福祉事業団 理事長)
- 15:10 ● HIV 感染症の現状  
本田 美和子 (独立行政法人国立国際医療研究センター  
エイズ治療・研究開発センター 医師)
- 15:30 ● 座談会形式によるワークショップ

このワークショップは、独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業の助成により行われます。



**社会福祉法人 はばたき福祉事業団**

Social Welfare Corporation HABATAKI Welfare Project

東京都新宿区新小川町 9-20 新小川町ビル 5階

TEL:03-5228-1200 FAX:03-5227-7126





## 第3回 HIV感染者就労のための 協働ワークショップ

**日時** 2010年11月12日(金) 15:00-17:00

**会場** ファイナンシャルアカデミー1階 セミナールーム

**主催** 社会福祉法人はばたき福祉事業団

**後援** 厚生労働省、財団法人エイズ予防財団、  
独立行政法人福祉医療機構

- 15:00 ● あいさつ  
大平 勝美 (社会福祉法人はばたき福祉事業団 理事長)
- 15:10 ● HIV 感染症の現状  
本田 美和子 (独立行政法人国立国際医療研究センター  
エイズ治療・研究開発センター 医師)
- 15:30 ● 座談会形式によるワークショップ

このワークショップは、独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業の助成により行われます。



**社会福祉法人 はばたき福祉事業団**

Social Welfare Corporation HABATAKI Welfare Project

東京都新宿区新小川町 9-20 新小川町ビル 5階  
TEL:03-5228-1200 FAX:03-5227-7126



## 第4回 HIV感染者就労のための 協働ワークショップ

**日時** 2010年12月6日(月) 15:00-17:00

**会場** 梅田センタービル 16階 B会議室

**主催** 社会福祉法人はばたき福祉事業団

**後援** 厚生労働省、財団法人エイズ予防財団、  
独立行政法人福祉医療機構

15:00 ● あいさつ

大平 勝美 (社会福祉法人はばたき福祉事業団 理事長)

15:10 ● HIV/AIDS と生きながら働くということ

岡本 学 (独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター  
主任医療社会事業専門員)

15:30 ● 座談会形式によるワークショップ

このワークショップは、独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業の助成により行われます。



**社会福祉法人 はばたき福祉事業団**

Social Welfare Corporation HABATAKI Welfare Project

東京都新宿区新小川町 9-20 新小川町ビル 5階

TEL:03-5228-1200 FAX:03-5227-7126

講演「HIV 感染症の現状」

独立行政法人国立国際医療研究センター病院 エイズ治療・研究開発センター

医師 本田美和子

私は多くの HIV 感染者を診る機会をもつ内科医で、HIV とともに生活している方々について、毎日のお悩みをうかがったり、今後のことを一緒に考えたりしておりますので、今日はそういった立場から、HIV 感染症のことをぜひ皆様にお伝えできればと思ってまいりました。

HIV 感染症とともに暮らしている方の今の大きな問題の一つは、治療がとてもうまくいき、お元気になられて仕事につきたいと思っ

ている方がたくさんいらっしゃる一方で、それが実際の就労に結びつくことがなかなか難しいという点です。そのために今回のようなサポート活動が始まっています。けれども、これは HIV に限ったことではなく、がんやその他の慢性疾患をもつ患者さんに共通する問題で、本当のところ、健康全体の立場からお話しもうしあげたいところですが、今日は HIV 感染症に的を絞ってご紹介していこうと思います。よろしくお願いたします。

まず HIV 感染症といってもなかなかピンとこない一般の方というのはいらっしゃると思います。AIDS という方が結構通りがよいんですよ。本当は AIDS と HIV は違うんですけど申し上げると、そうなんですか、とびっくりされる方がいらっしゃいます。AIDS というのは後天性免疫不全症候群という病気の英語の名前の頭文字をとったものです。その AIDS は何で起きるかという、ヒト免疫不全ウイルス感染症という病気が進行することで起こります。ですから人はまず HIV に感染して、それがどんどん悪くなってくると AIDS になってしまうとお考えください。

## HIV感染症の現状

国立国際医療研究センター  
エイズ治療・研究開発センター  
本田美和子  
mihonda@acc.ncgm.go.jp

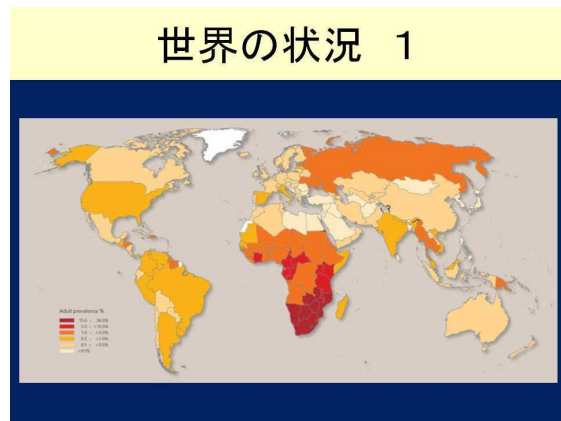
**エイズはHIVで起こります。**

**エイズ<sup>1</sup>:後天性免疫不全症候群**

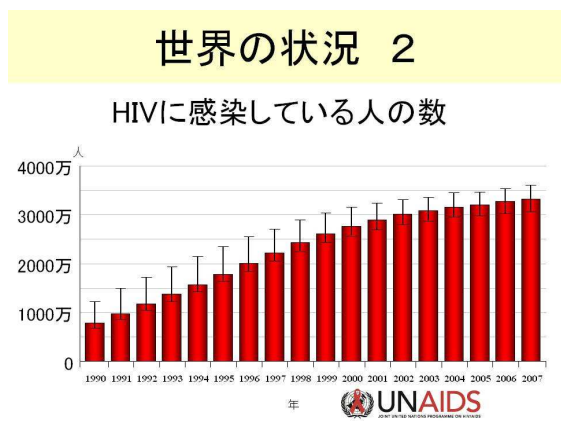
**HIV:ヒト免疫不全ウイルス**

**HIVに感染した人の病気が進むと、  
エイズになります。**

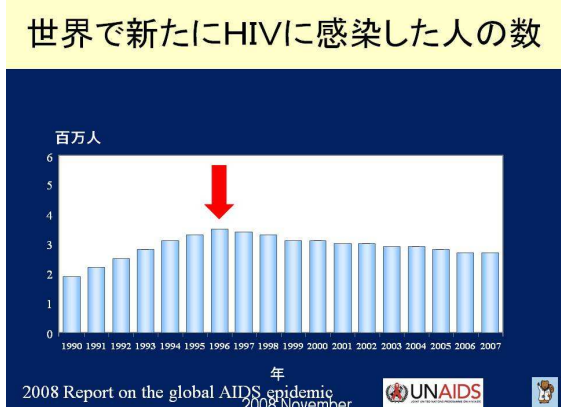
すごく遠い視点からご紹介したいと思うんですけども、これは世界地図ですが、国連の UNAIDS が毎年 11 月の終わりになりますと、12 月 1 日の世界エイズデーにあわせて統計を発表しています。色が濃いところは患者さんが多い地域、それから薄くなってくると少なくなっていくということで、ぱっと見たときにアフリカが非常に多いというのがご覧いただけるかと思います。それとあとはロシアが結構最近増えています。タイやベトナムといった東南アジアの国々も割と多いですし、オーストラリアの上に半分だけオレンジになっているところはパプアニューギニアで、パプアニューギニアも患者さんが多いところ。そういったところと比べると日本はまだ色が結構白いというのが実態です。



UNAIDS は毎年、今の HIV 感染者数の統計も出しているんですが、1990 年代に最初に統計が出されるようになってから、患者が増えていき、だいたい 2000 年を超えたあたりからだんだん傾きがゆるやかになってきて、2004~7 あたりはほとんど頭打ちになっているのがご覧いただけるかと思います。これは HIV とともに暮らしている方ということで、累積の数です。昨年数えられた人も、今年もう 1 回数えられるという感じで累積の数を表わしたグラフです。



次に、新しく感染した人だけをカウントしたグラフがこちらです。これは 1996 年をピークにだんだん下がってきていることをご覧いただけるかと思います。世界中で新しく HIV に感染している方というのは、実はウナギ上りというわけではなくて、1990 年代の後半から少しずつ減ってきている傾向にはあります。



国別でももう少しご覧いただこうかと思  
います。オーストラリアは HIV 感染者を減ら  
すことに成功した国です。人口 2,000 万人ぐ  
らいの国です。1990 年代のはじめに 2,000  
人ぐらいの患者さんがいましたが、それが新  
規感染者としてはピークで、その後新しい患  
者さんを増やさないようにすることを国策  
として成功している国です。

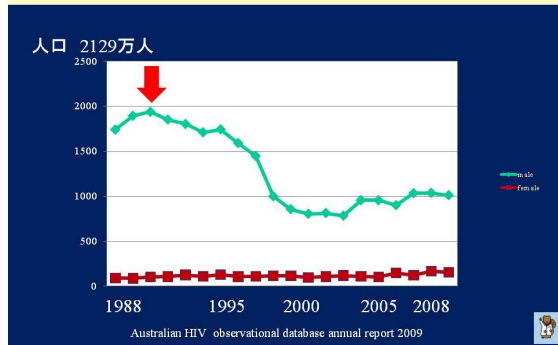
先進国のすごくうまくいっている例をま  
ず見ていただきましたが、先進国以外の国は  
どうかということで、カンボジアをご紹介し  
ようと思います。カンボジアも HIV 感染者  
を減らすことに成功した国の一つです。これ  
もご覧いただいておりますように、98 年  
をピークに新しい感染者を増やさないと  
成功している国です。

世界的な傾向と、先進国の代表としてオー  
ストラリアを紹介しましたが、途上国の一つ  
であるカンボジアも新しい感染者は減らせ  
る方向にあります。すごくいいなと思います。

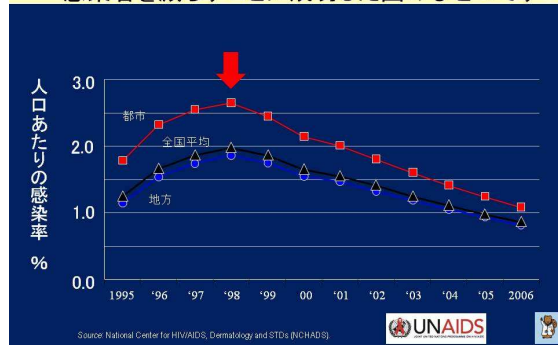
つぎに、日本はどうかということで、日本  
の厚生労働省のエイズ動向委員会に届けら  
れた、その年に新しく感染した方の数を表わ  
したグラフをお目につけようと思います。お  
わかりいただけますように、右肩上がりにな  
って直線に上がっています。HIV 感染症とい  
うのは世界的には新しい感染者の方が減っ  
ていく傾向にあるにもかかわらず、日本はト  
レンドとしては全く逆行している。もちろん縦

軸の数がとても少ないことにご注目いただければと思うんですけど、今は毎年 1,600 人前後の方が新しく日本では HIV に感染しています。これが米国ですと、1 年間に 4 万人、新しい感染者の方がいます。ただし、昨年も 4 万人、今年も 4 万人、たぶん来年も 4 万人ぐらいだろうということで、頭打ちになっている。それと比べると日本はトレンドとしては毎年少しずつ増えている。確実に増えているという残念な傾向にあります。

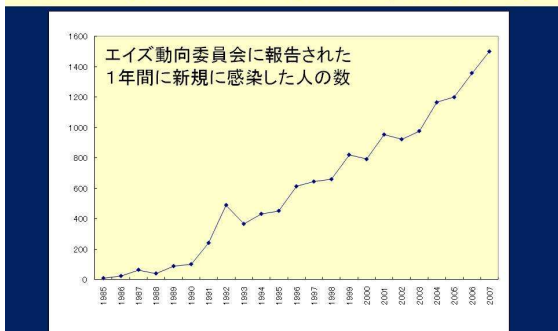
### オーストラリアの新規感染者数推移



### カンボジア 感染者を減らすことに成功した国のひとつです



### では、日本は？ HIVに感染している人は増える一方





どういふところに多いかということですが、色が濃いところが患者さんが多い地域です。東京が非常に赤くなっているのがご覧いただけるかと思います。それから大阪、名古屋です。やはり三大都市に患者さんが非常に多くいらっしゃいます。

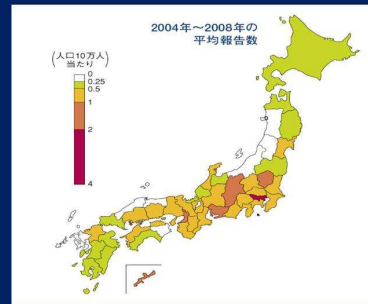
まず、疫学的なことをお話ししましたが、次は HIV というのはどんな病気かということをご紹介しようと思います。まず HIV 感染症というのは性的な接触によってうつることが主だというふうに一般的にはお考えいただければ大丈夫です。この性的な接触というのはどういうことかといいますと、粘膜と粘膜とが濃厚に接触するものを私どもは性的接触と呼んでいます。例えば口の中はみんな粘膜で覆われております。それから男性の場合はペニスの先が粘膜で、女性の場合は膣の内部はみんな粘膜です。それから肛門の内側もみんな粘膜になっています。このいずれかが濃厚に接触することがあれば、人は HIV

に感染する可能性が充分にあるとお考えいただければと思います。ですから男性の性器を口に含む行為であっても、これは粘膜と粘膜の濃厚な接触ということになりますので、人は HIV に感染する可能性がある。いわゆるオーラルセックスで HIV に感染するんですかという質問がある場合には、「そうです」と答えます。なぜならば「粘膜と粘膜とがすごく濃厚に接触しているからです」というふうにお考えいただければと思います。

そのほかには母子感染というのがあります。HIV に感染している女性が妊娠することは非常に自然なことですし、HIV に感染していることで妊娠の継続を許されない状況というのは世界中どこでもあり得ないことです。ですから HIV に感染したからといって子どもを諦める必要は全然ありません。その代わりに子どもへの感染を防ぐために、いろいろな方策が必要です。まずは、その根拠をお話ししようと思います。

母親から子どもに HIV のウイルスがうつるタイミングというのは3つありまして、一つは子宮の中で子どもが育っているときに胎盤を通じてうつる可能性があります。それから子どもを分娩するとき産道を通ってきますが、産道も非常に柔らかい粘膜で覆われているところです。子どもは母親の産道で体液がたくさん身体に接する状況で生まれてくるので、そこで感染する可能性がございます。それから三つ目は、HIV のウイルスというのは血液以外の身体の体液の中に非常に濃縮された形で集まることも知られています。ですから、母乳の中にも非常に濃縮された形で HIV のウイルスが存在します。なので、生まれた

## 大都市に、特に東京に、多い



## HIVは主に性的接触で感染する

- 性的接触による感染(同性間・異性間)
- 母子感染(胎盤を通じて・分娩時に産道で・母乳で)
- 静脈注射薬物(麻薬など)濫用による感染
- 血液製剤(血友病患者さんなど)を介した感染
- 職業的暴露(病院での針刺し事故など)による感染

子どもに母親が母乳を与え続けるということは、毎日決まった時間に、ある一定の量のウイルスを子どもに飲ませるということに他ならないわけです。ですから母乳をあげずに人工のミルクで育てるといったことをすることで母子感染は防ぐことができます。

一般に可能性だけで申しますと、母親が HIV に感染していると、生まれてくる子どもは全員 HIV に感染しているんですかという質問があります。答えはNOです。母親が HIV に感染して、何も治療せずに普通に子どもを産んだときに子どもが HIV に感染している可能性というのは 25%ぐらいです。ですから母親の身体は子どもを守るようなメカニズムは既に持っている。その 25%をもっと減らすために、母親が妊娠している間に HIV のお薬を十分に飲んで、身体の中のウイルスをすごく下げる、あとは産道を通ることで感染するので、産道を通らないように帝王切開で産む。先ほどすこし申し述べましたが、母乳を与えることで HIV に感染する可能性があるのもミルクで育てる。この 3つをうまく組み合わせることによって HIV に感染している女性の妊娠・出産というのは非常に安全にできるようになってきています。

日本産科学会でも、女性が妊娠した場合に、まずスクリーニングとして HIV 検査をしましょうという大きなキャンペーンをやっています、その時点で幸運なことに HIV 感染が見つかって、私どもの病院にご紹介いただく患者さんというのも毎年増えています。

次は静脈注射の薬物乱用です。一言で言うと覚醒剤の乱用がいちばん多いんですけど、注射器は身体に刺すものですので必ず針の中に血液が残ります。その血液を別な人が使うことによってうつってしまうということがあります。麻薬は実際のところ最近では日本でも患者さんの中でも使っている方が増えていて、新宿の病院で働いていると、静脈注射の乱用というのは結構多いということを実感しています。

それからこれは本当に残念な出来事ではあったんですけども、血液製剤の中に HIV のウイルスが混入してしまっていて、それを治療のために使用した患者さんに感染が起こってしまったというケース。薬害エイズがその代表例です。

また、私どものように、HIV に感染している方を職業的に医療を提供する側にいる者として、例えば手術をしている外科医が間違っ、その患者さんを切ったメスで自分を切ってしまうとか、注射をしようと思ったとき、間違っ、その注射の針が抜けてしまって自分に刺さったとか、そういった職業的な感染ということもあります。

でも、いちばん多いのは、最初に申し上げました性的接触、つまり粘膜と粘膜の濃厚な接触による感染です。

逆に、これを申しますと、粘膜と粘膜との濃厚な接触がなければ、感染は起こりえず、つまり一般的な職場において感染は起こりません。HIV に感染している方がもし自分の同

**HIVは性的接触で感染する**

**HIV感染症は  
粘膜と粘膜との  
濃厚な接触によって  
人から人へうつる。**

↓

**通常の社会生活ではうつらない。**

僚にいたとしても、それはその方から自分に HIV をうつることがあるだろうかというご心配は全くお考えいただく必要はないということです。ごく普通の同僚として接していただければと思います。

さて、次は歴史的な背景を振り返っていきましょうと思うんですが、20年前、HIV 感染症がアメリカの西海岸のあたりで最初に見つかったころは、もう大騒ぎでした。そのときはまず人から人にうつる感染症であるということはわかってきた。一度感染したら治らないということもだいぶわかってきた。その当時はあまりいい薬もなかったので、若い男性や女性も少しいたんですけども、身体がどんどん弱って行って、いろいろな感染症になって肺炎で亡くなるというような、治療法がなく確実に死亡するという出来事がずっと続いておりました。

それが2010年で今どうかというと、人から人にうつる感染症であるというのは変わりありませんし、一度感染したら治らないということも残念ながら、今、身体の中に HIV のウイルスが入ってきて、それを完全にゼロにしてしまうことというのは現在の技術ではまだできません。そのうちできるようになればいいなと心から願っているんですけど、今は1回感染したら、その方が亡くなるまでウイルスと共に生活することになります。

しかし、昔は治療法がなく確実に死亡する疾患ではあったんですけど、今は治療すれば死に至る病気ではなくなったということはものすごく大きな進歩です。その方が感染してからの長い生活を支えるために、お仕事や家庭やいろいろなサポートが必要になってきています。

具体的にはこんな感じです。緑の線は自分の身体を守る免疫の力とお考えください。HIV に感染すると、感染してすぐ免疫の力が落ちるんですけど、それからすこし立ち上がって、あとは徐々に徐々に右肩下がりに減ってきます。無症状というあたりは身体の中で HIV のウイルスがどんどん身体の中の兵隊であるリンパ球を壊してるんですけど、壊

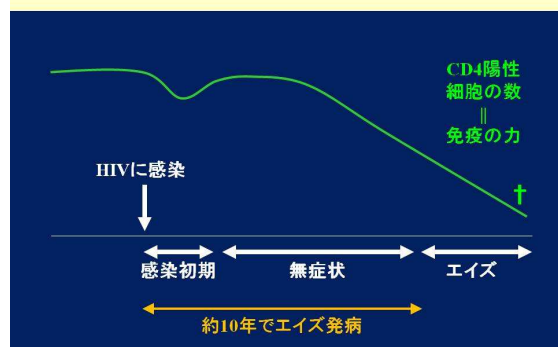
### 20年前、エイズはこうでした。

1. 人から人にうつる感染症である。
2. 一度感染したら治らない。
3. 治療法はなく、確実に死亡する。

### 2010年の現在では

1. 人から人にうつる感染症である。
2. 一度感染したら治らない。
3. 治療法はなく、確実に死亡する。  
↓  
治療すれば死ぬ病気ではなくなった。

### 20年前、エイズはこうでした。





された分がちゃんと補われている時期があります。でも、ある日を境に身体は一方的に HIV のウイルスに負けるようになってしまい、そうするとだいたい 10 年ぐらいで AIDS を発病して、その方は亡くなってしまおうという経緯を辿っていました。

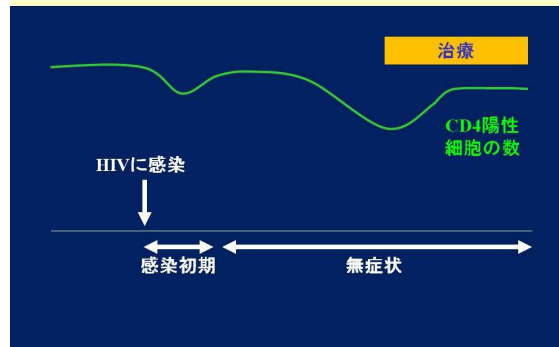
今はどうかといいますと、HIV に感染して、ある程度の時期に免疫の力がちょっと落ちるといことがあります。でも、だんだん免疫の力が落ちてきたときに、いちばん下まで辿り着く前にこの病気に感染しているということを見つけて、その治療を始めると、CD4 という私たちの身体を守っている兵隊は、あっという間に元に戻ってきます。CD4 というのは身体が持っている兵隊そのもの

ですが、その兵隊がある限り、私たちの身体はいわゆる日和見感染と言われる、普通の人はひどくならないけど、免疫の力が弱くなっている人がなかなか治らない、ひどい状態になるという病気から身を守ることができて、ずっと元気であることができます。

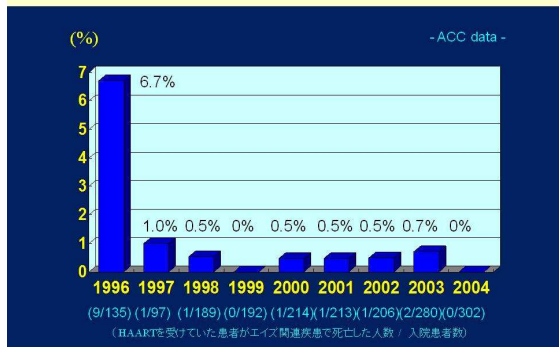
今日は私どもの施設でのデータをお持ちしたんですけども、1996 年というのは、強力ないいお薬が出る直前の時期です。その時期には私どもの施設では患者さんの 6.7% が亡くなっているという状況でしたが、2004 年以降、亡くなる方というのは本当に減りました。

今、HIV 感染で亡くなられる方というのは、HIV そのものというよりは HIV とともに身体の中に入ってしまった、例えば肝炎ウイルス、肝炎がひどくなって亡くなるとか、あとは病気が見つかるのが非常に遅くなって、治しようのないような日和見感染がきっかけで HIV がわかったとか、ある特別な状況にある方で、ずっと外来に元気で通院している方が亡くなるというのは全然ないんです。私の個人的な経験を申し上げますと、全国の 70 人に 1 人が私の外来に一度はいらしたことがある患者さんですけど、これまで私の外来の患者さんで亡くなった方はお二人だけでして、お一人は血友病の方で肝炎が合併していたのですが、肝臓が悪くなって肝臓が原因の疾患で亡くなられたという方がお一人と、それからもう一人は残念なことに自殺をなさったという方がいます。それ以外で、いわゆるエイズとして亡くなった方というのは私個人的な経験ですけども、外来にいる方というのはいらっしやいません。

### 2010年の現在、治療を受けると

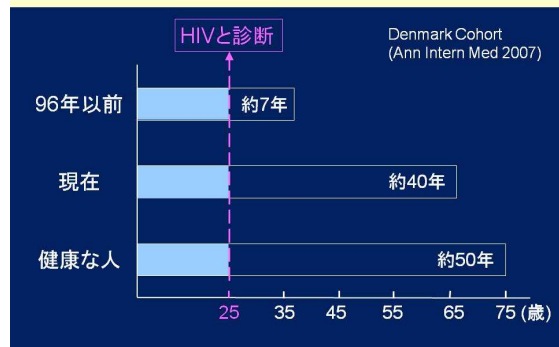


### 死亡例の受診患者に占める割合



これは日本だけではなくて世界中そうなっています。デンマーク・コホートといってヨーロッパの患者さんを集めたものですが、例えば 25 歳のときに HIV と診断されたとしましょうという仮定のもとでいろいろ解析をしたものです。96 年以前というのは先ほど申し上げましたように、とてもいい薬が出る直前です。その薬ができる前は、

### 25歳でHIVと診断された患者さんの平均余命

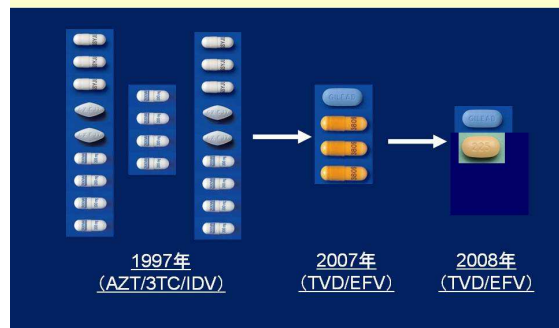


HIV に感染していると診断された方の場合ですと、その後の命はたいてい 7 年しかなかったもので、死に至る病というのが非常にはつきりしていた病気でした。ところが現在ですと、25 歳で感染したとすれば、あと 40 年はお元気でいられることがほぼ確実であろうとされている。逆に言いますと、今 25 歳で働いている方が 65 歳の定年まで、すごく元気であることが可能であるということです。

これが健康な人とどのくらい違うかということを見ていただきますと、健康な人と HIV に感染している方の予後の差、予後というのは残りの寿命ということですが、その寿命の差というのは 10 年と非常に短くなってきています。これがもっとも差がなくなっていくだろうと考えられています。

いい薬ができたという話になりますが、97 年というのは私が HIV の診療を始めたころですけれども、こんなにたくさんの薬を 1 回に飲まなければいけませんで、しかもこのお薬は副作用も結構あって、お水を 1 日 1.5 リットルから 2 リットルぐらい飲まないとお腎臓に石ができてしまうというお薬でした。汗をかくと尿にならないので、汗をかいたときは 3 リットル飲まなければいけなくなります。

### HIV治療薬は飲みやすくなりました



患者さんにとっては、本当に大変でした。しかも 1 日 3 回ですし、患者さんにとってはお薬を飲むのはほんとに大変だけれども、薬がない時期にはほんとに自分の命はいつついついえるのかと思っていたのに、このお薬を飲むことで長生きできる、という希望の星だったんです。その希望の星もどんどん改良が進み、2008 年には 1 日 1 回 2 粒のお薬で大丈夫というぐらいに治療薬が進歩して飲みやすくなってきています。日本ではまだですが、1 日 1 回 1 粒でいいお薬もできてきています。患者さんのご負担というのは非常に少なくなってきました。

今回の本題ですが、HIV に感染している方がどのくらいお仕事をしているか。これも私どもの施設でのアンケート調査ですが、8割近くの方が常勤、もしくは非常勤で働いています。私どもの施設に受診された方も、治療を始めて落ち着いてくると完全にお仕事に復帰できるようになられて、どんどん社会に再び参加しているという状況にあります。例えば私の外来ですと、大企業にお勤めのビジネスマンや大学の教員、公務員、医師や看護師といった医療者も結構います。HIV であるからこの職業は無理だというのは実際のところあまりないというか、ほとんどないと言って構わないと思います。

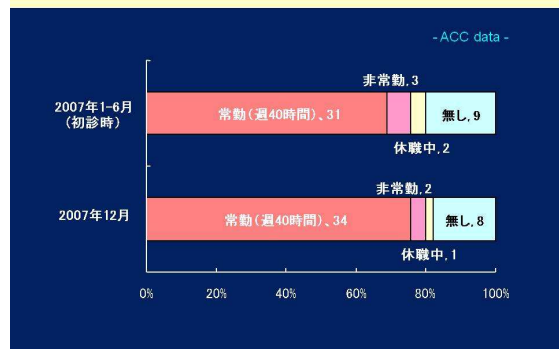
現在の HIV 感染症を社会的な目から見たときに、HIV 感染症は普通の慢性疾患であると私は言い切って全然大丈夫だと思っています。例えば皆様の会社には、おそらく糖尿病をお持ちの方や高血圧をお持ちの方、肝炎をお持ちの方がもしかしたらいらっしゃるかもしれません。そういった方が自分の同僚になったときに、そのご病気のことですごく心配なすることが果たしてあるでしょうか。もちろんその方が急に休まれるとか、そういったことはあるのかもしれませんが、一般的なお仕事のために病気のことをご心配になるということはあまりないように思います。HIV も全く同じようにお考えいただいて大丈夫なのです。

患者さんは、治療によっておそらく天寿を全うできる。例えば先ほどの予後 40 年という話が出ましたが、予後 40 年というのはどんどん伸びておりますので、今日 30 歳で HIV 感染がわかった方はたぶん 80 歳まではお元気でお過ごしになれるというようなことです。そうなるとお仕事をもって、十分に社会の中で活躍していただきたいですし、社会もそういう方々の貢献を待っている、といっても良いと思います。

また、それを受け止める社会側としては、職場でも一般のコミュニティも何でもおなじですが、普通の生活で HIV がうつることはありません。感染について特別な配慮を職場でやらなければいけないかという、それは全く不要であると言ってもいいかもしれません。もちろん例外はあるかもしれませんが、そういうときは具体的にご相談いただければ私どもが知っていることを、いろいろとご紹介したいと思います、基本的には特別な配慮は不要です。

今日お集まりの企業の方の中には、既に HIV 感染者を雇用して職場の仲間としてお迎え

### HIV感染者も仕事を続けています。



### HIV感染症はふつうの慢性疾患

患者さん： 治療により、おそらく天寿を全うできる。  
就労可能、社会生活可能。

職場・社会： 通常、他の人に感染することはない。  
感染について特別な配慮は不要。

になられた方もいらっしゃいますので、そういった方のご経験やご意見もうかがいながら、きょうは皆様に HIV のことをお分かりいただき、ご理解を深めていただければと思っています。ありがとうございました。

## HIV 感染者の応募は増加傾向

### 企業も免疫機能障害者を障害者雇用の一つとしてとらえ始めた

ワークショップの具体的な報告をいたします。HIV 感染者は免疫機能障害による身体障害者手帳の交付対象者であるということは、企業の人事の方でもご存じないという方は少なくありません。参加者の中にも「今回のワークショップの案内で初めて知りました」という方がおりました。一方で、能力が高く即戦力になりうるイメージを持たれている方もおられます。参加者の方にお話を伺うと、応募者の中に HIV 感染者が増えており、法定雇用率の達成という現実的な課題もあって、免疫機能障害者を障害者雇用の一つとしてとらえている企業が増えてきました。

## 障害の開示と就労継続

### 通院の確保ができ安心できる職場環境

HIV 感染者の採用には、開示するかしないかが議論になります。参加者の中には、開示する必要性が分からないと発言される方がいました。実際開示するメリットというのはありません。HIV 感染症は現時点では完治することではなく、ずっと病気を抱えたまま仕事を続けていかなければならないので、通院や急に体調を崩した場合には、就労継続という点で開示は重要なことです。また HIV に感染していることを隠し続けることによる精神的な負担もあり、大きなストレスを抱えた状態で仕事を強いられることとなります。開示して、理解を得られている職場というのは、患者にとって安心できる環境だと言えるでしょう。HIV 感染者を採用した経験のある企業でも、開示を前提に採用を進めたそうです。その際、開示の範囲は本人と相談すること、守秘義務を遵守することを確認しました。その結果、無事入社され、今も元気に働いているとのことでした。課題もあります。企業には異動が付き物ですが、本人や情報を知っている上司が異動した場合、開示の引き継ぎをどうするのかは今後の課題です。



実際に採用選考を進めている企業はどうでしょうか？ 人事としては採用を進めたいが、やはりというべきか、現場の抵抗は強いそうです。その理由としては、大量出血があった場合はどうするかなど、事務系職場ではあまり考えられないようなことがほとんどで、理屈ではなく、「ああ言えばこう言う」的なものばかりでした。選考にあたっては、年代によって賛成派と反対派に分かれたそうです。賛成派はある程度年齢が上の世代で、かつてのエイズパニックや悲惨の状態で亡くなっていく映像が脳裏に焼き付いており、その頃から HIV に関する情報が全く更新されていないため、今も HIV 感染者のイメージはその頃と全



く変わっていないのです。逆に若い世代は、薬害エイズ事件以降、マスコミによる HIV に関する報道をほとんどされなかったことで、HIV に関する情報を偏見なく、素直に受け止められるので、職場への受け入れも賛成なのだそうです。

### 通院の利便性のために医療機関も変わり始めた 平日夜や土日診療を行う医療機関も

HIV 感染者の健康状態の悪化を理由に採用をためらっている企業もあります。はばたき福祉事業団では上場企業を中心とした 1,000 社を対象に、平成 19 年から「HIV 感染者の障害者（免疫機能障害）雇用・就労に関する企業アンケート」を実施していますが、その中の「HIV 感染者を雇用する上での業務上の課題や懸念」に対する質問で、「本人の体調不良・体調悪化」を挙げる企業が最も多いことから、健康状態の悪化は HIV 感染者の雇用促進を阻害する大きな要因となっていることがわかります。しかし、今回のワークショップに参加した方は医療関係者による講演と説明により HIV 感染者の健康状態を正しく理解でき、「考えが改まった。認識不足でした」という方が多くいました。治療開始時は状態が悪い感染者も、服薬をきちんとすれば次第に CD4 が上がり、健康状態は良くなります。健常者と変わらない日常生活を送ることも十分可能です。ただ、HIV は完治する疾患ではないので、採用後も定期的な通院が必要です。状態が安定している場合には、3 ヶ月に 1 回の通院でも問題ありません。それでも、平日に有給をとり、通院するということが難しいという方もいると思います。最近では、平日夜や土日に診療をしている医療機関も少しずつ増えてきましたので、仕事を休まずに通院することも可能になってきました。HIV 感染者の健康状態が向上するにつれて、医療面からも働きやすい環境を作るような努力が進んでいます。



### HIV 感染者採用のポイント

#### 社内理解を得るには医療者によるサポートが重要

その他の採用経験のある企業の事例をご紹介します。採用後に免疫機能障害であることがわかった事例です。この企業は、人材の選び方として、まずは人物を見て判断し、その後に障害の種類や手帳の等級を把握するという採用方法でした。採用決定後に HIV 感染者ということが分かりましたが、主治医からの診断書による説明などにより、自然と受け入れができたとのこと。特に若い社員は資料を見せて説明すれば素直に病気を理解し、受け入れてくれたそうです。医療者からのサポートは成功のポイントでした。

次の事例です。この企業では、採用の過程で社内に HIV 感染者であることが知れてしまったことで、大きな混乱が起きました。そこで HIV 感染症を理解するため、HIV 専門医を招いた勉強会を開きました。その際に大きかったことは、専門医から職場での感染は 100%ないと断言してもらったことだそうです。採用からしばらく経過しましたが、今ではあの時の騒動は何だったのかというくらい、所属先に溶けこんで普通に働いているそうです。

HIV 感染者を採用するに当たっては、人を採用するのであって、障害や疾患で採用するのではないということは、採用担当者は理解できても、他の部署の社員、特に年輩の方や偏見の強い方には理解を得られないことがあります。その場合は、この 2 社のように医療者に相談をして、きちんと説明をしてもらう機会を設けることは社内理解を得るための効果的な方法ではないでしょうか。

#### 受け入れ態勢や社内理解はどこまで必要か？

##### 「案ずるより産むがやすし」という現実

他にも採用後に HIV 感染者であることがわかったという参加企業はありました。しかし、この企業でもその後社内で何かトラブルが起きたということはありませんでした。また、先ほどの企業のように、社内でパニック状態になったとしても、実際に採用してみるとその部署では何も問題が生じることなく普通に働いています。人事の方にお話を聞くと、社内の受け入れ態勢が整っていないことや HIV に関する理解不足を理由に HIV 感染者の採用に消極的な企業は少なくありませんが、実際に採用しても同じ職場で働く仲間として問題なく受け入れられています。「案ずるより産むが易し」というのが現実のようです。



障害者雇用を支援する団体も参加されました。この団体では、障害者と一緒に働く職場体験を実施しています。この体験をまず人事がするとたいへん効果的で、いろいろな障害を抱え、就労困難ではないかと思っていた障害者も、実際に会ってみたら普通だった、という感想が多く聞かれたそうです。HIV 感染者の採用についても、人事が率先して職場体験をすることで抵抗感も薄れていくのではないのでしょうか。

#### 就労相談や企業との調整役

##### 支援機関として年々高まるハローワークの重要性

支援機関として、ハローワークの役割も重要です。ハローワークを通じて障害者枠で就

労した HIV 感染者の数は、この 2 年間で約 2 倍に増加し、就労相談機関として、あるいは企業と HIV 感染者の間を取り持つコーディネーター役として、ハローワークの重要性は年々高まっています。今回のワークショップでは、そうした傾向もあり、ハローワークや労働局からの参加が目立ちました。ハローワークの障害者窓口で相談をされる方は、障害を開示して応募する意思を持っており、企業には免疫機能障害ということで紹介すると、書類を送ってくださいというだけで終わってしまうことが多いそうです。HIV に関する情報は、治療や予防に関する情報は多くありますが、就労についての情報はほとんどありません。ハローワークとしてもサポートをしたいが情報がなく、それ以上のことができないため、多くの方が参加されました。

もし、社内でトラブルがあった場合には、ハローワークや障害者職業センターもサポートをしてくれます。しかし、様々な経緯を知った上でサポートできる人材は限られており、異動や退職で担当が変わることもあるので、本人が社内で信頼できる人に開示し、安心して相談できる人間関係を築くことは大切だとのことでした。

また、身体障害者手帳が 2 級以上の場合、法定雇用率の算定の際にダブルカウントされるので、ハローワークでは雇用率の未達企業を紹介することもあるそうです。その一方で、1 級取得者の場合、動くことも難しいように思われてしまいます。しかし、免疫機能障害者の場合、必ずしも障害の等級とその状況が一致するとは限りません。免疫機能障害には、身体障害者手帳の等級が 1~4 級まであり、CD4 の数値などでその等級が決まります。服薬すると体調は改善されますが、だからと言って 1 級取得者が 4 級になるというわけではなく、最初に取得したときの悪い状態での認定のままになります。ですから、1 級だからと言って CD4 が著しく低く、まったく働くことができないというわけではなく、服薬により状態が良くなりある程度高い CD4 を維持し普通に日常生活を送っている人もいます。実際、1 級取得者の方でも通院は 3 ヶ月に 1 回で、フルタイムの勤務をされている方もいます。免疫機能障害者は、障害の等級とその状況が必ずしも一致しないので、その方の健康状態に不安がある人事の方は、必要な場合は主治医と相談されると良いのではないのでしょうか。



### 新たな就労支援の広がり

#### 内部障害者全体としての取り組みが始まった

他にワークショップで出された意見をいくつかご紹介します。

一般的な企業とは違い、医療に関連する企業は HIV に対する知識も豊富であり、偏見がなくとてもよく理解されていました。この企業では、入社時に安全衛生や針刺し事故の対応プログラムなどについての教育が行われます。その中で、HIV は感染力が弱いこと、むしろ B



型肝炎のほうがはるかに感染力が強いことなど、HIV を含む感染症の理解もたいへん進んでいました。今回のワークショップで、HIV 感染者が免疫機能障害者であることを初めて知ったそうで、今後は法定雇用率をクリアするために、人事として取り組んできたいとのことでした。

食品関係の企業の方も参加されました。イメージを重視する業界ですので、そういう点で採用は難しいとのこと。また自社だけではなく、相手先への理解も必要となってくるので、さらにハードルは高くなってしまいうようです。しかし、HIV 感染者に向かない職業というのは特になく、実際様々な職業についています。その中には、例えば調理師をされている方もいるとのこと、現実は一歩も二歩も先を進んでいるようです。

免疫機能障害は内部障害の一つですが、内部障害そのものが社会的に知られていないため、免疫機能障害という単独の障害による就労支援だけではなく、内部障害全体で疾患啓発をしつつ、その一つとして HIV を理解してもらうことも大切だという意見もありました。実際に、様々な内部障害者が集まった就労シンポジウムも開催され、免疫機能障害者である HIV 感染者もこのシンポジウムに参加しました。HIV 感染者の就労に新しい動きも出始め、さらに就労支援の可能性が広がり始めました。



## HIV 感染者就労のための協働ワークショップ

国立国際医療研究センター エイズ治療・研究開発センター

専門外来医長 本田 美和子

### 【診療を通して感じる就労状況】

HIV に感染しても、免疫能の破壊が進行する前に診断がつき、タイミングを逃さずに治療を開始することができれば、患者さんの予後は飛躍的に改善する時代になりました。実際、ヨーロッパの研究で、HIV 感染者と非感染者の生命予後の差は 10 年未満になったと発表されています。(参考文献 1)

飛躍的に予後が伸びたことで、「HIV とともに生きる」ことが可能になり、患者さんの社会参加のひとつの形として、就労は大きなトピックとなってきました。実際、外来の患者さんの多くはフルタイムで働いており、また現在パートタイムもしくは無職であっても、将来的にフルタイムで働きたいと考えている方がたくさんいらっしゃいます。

外来診察室で患者さんの就労に対する意欲を伺う一方で、実際の就職の難しさも痛感します。患者さんからは、よく伺う相談内容として、「病院への定期的な通院が確保できるだろうか」、「疾患のことをすべて明らかにしなければいけないのだろうか」などのご懸念があると同時に「病気のことを隠している、と思うことがとてもストレスだ。全部話してしまってから働きたいと思う」という方もあり、疾患開示の難しさを感じます。最終的にはご本人の判断にお任せしています。

現在の HIV 感染症の治療の進歩、予後の改善をお伝えすると共に、患者さんの側のごような就労に関する意欲をぜひ採用する企業の方々にお届けしたいと願い、今回協働ワークショップに臨みました。

### 【協働ワークショップ 3 回分の感想】

協働ワークショップを通じて、たくさんの企業の人事担当者にお目にかかり、企業側の疑問、懸念を伺えたことはなによりも大きな収穫でした。印象深い質問として「採用した場合、患者さんは何年くらい働けるでしょうか」というものがありました。たとえば末期癌の患者さんのように、HIV 感染者の予後が 1-2 年程度であるとお考えの企業担当者が少なからずいらっしゃったことは、現在の HIV 感染者の予後 40 年の事実を知るものにとっては驚きを禁じ得ず、患者支援者や医療従事者が社会に向けて届けていかなければならないメッセージを改めて認識する、貴重な質問であったと考えています。

身体障害者の法定雇用制度について、コンプライアンス遵守の立場から積極的に取り入れていきたいとおっしゃる企業の方々のお話を伺うことを通じて、各企業が目指している社会貢献のビジョンを学べたことも、得難い経験となりました。このような企業側のお考えを患者さんにお伝えすることも、医療従事者の役割となってきたのではないかと考えます。

さらに、複数の企業の方が参加してのワークショップは、自社の経験を話し、他社の経験を聴くことで情報の分かち合いの場となりました。とりわけ HIV 感染者の採用に意欲的な企業の話は、この件についてまだ検討中の企業にとって大変参考になったというコメントをいただいたのは、大変うれしいフィードバックでした。

ワークショップには、厚生労働省職業安定局から、高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課地域就労支援室の方々のご参加をいただいたのみならず、ハローワークへのお声かけの労をとっていただきました。多くの方々のご支援によってワークショップが成功裏に終わったことを深謝いたします。

#### 【その他のワークショップの感想】

実際に HIV 感染者の採用が内定した企業からの依頼で、HIV 感染症に関するミニレクチャーにも伺いました。上層部の十分な理解がある企業がある一方で、採用を検討した人事部が社内の理解を得られず困難な局面に当ってしまった企業もありました。

いずれの企業の場合も、現在の HIV 感染症の実態、日常生活での感染リスクはないことなど、「HIV とともに暮らす、健康な生活」が実現可能であることをテーマとしたお話をいたしました。採用後のご様子をお伝えくださった企業もあり、ご本人も周囲もストレスなく仕事を続けていらっしゃるという報告をうれしく伺っています。

#### 【今後必要な支援】

今回のワークショップ、企業へのレクチャーを通じて痛感したのは、医療の進歩による患者さんの予後の改善、生活の質の向上などについて一般の方々に知っていただく余地がまだまだたくさんある、ということでした。HIV 感染症はもはや慢性疾患であり、うまくつきあうことで長期予後が見込まれること、すなわち「HIV とともに暮らす健康な生活」は容易に実現できる時代になっていることを、様々な形で発信していくことが必要であると考えます。

それと同時に患者さんご自身にも、自立した生活を目指す決意をもっていただくことも大切な側面だと思えます。この点に関しては個人差もあることから、ご本人の必要に応じたサポートを考えていきたいと思えます。

#### 参考文献 1

Lohse et al. Survival of Persons with and without HIV Infection in Denmark, 1995–2005; *annals of internal med* 2007 *vol. 146 no. 2 87-95*

# HIV感染者就労のための 協働ワークショップ アンケート結果(2010年度)

(社福)はばたき福祉事業団

## 【背景】

HIV感染症は、予防や治療可能で、高度な服薬管理の元、継続的な就労が可能。HIV感染者の雇用機会拡大と、安定的な就労継続が課題となっている。なお、日本には現在18,000人以上のHIV感染者が生活し、その約7割が就労中と推定されている。

## ワークショップのねらい ～情報提供と、参加者の意識変容

1. 職場環境での実践的な取り組みを推進する
2. 情報提供や・障害者就労への理解のための健康教育ワークショップ・プログラムを開発し、よりよく改善したい
3. 健康教育ワークショップ・プログラム実施および参加者の意識変容の評価も行う。

## ワークショップの基となる考え方

- HIV感染者の雇用機会拡大・雇用継続
- 就労環境の向上「いっしょに働く」
- 現状は、一連の社会問題となった1996年薬害HIV裁判の和解以降、HIV/AIDSに関する社会的な関心は必ずしも高いとはいえない
- 職場環境の向上は、個別には当事者の自助努力の範囲に留まっているとみられる。
- 実際に働く当事者の姿が社会に見えない

## 職域での健康教育上の課題

- ① 誤った知識や否定的イメージ  
職場の同僚・上司の社会的な態度<sup>1)</sup>によって  
職場環境が形成される
- ② 職場環境はHIV感染者の雇用機会へ促進的  
あるいは阻害的に、大きな影響力を持ちうる
- ③ 阻害的雇用反応に対する不安からHIV感染者の行動制限で健康管理へも支障をきたす

→当事者の能力と、企業の生産性に影響<sup>2)</sup>

1) ICF生活機能分類、WHO、2001 2) HIV/AIDSに関する行動規範(ILO,2001)

## 【ワークショップの導入の意義】

ソフト面の職場環境整備

- 人的環境の向上
- 当事者とその同僚のコミュニケーションの改善

当事者視点の導入や、改善のための協働を目指した情報提供の取り組みが有効

↓

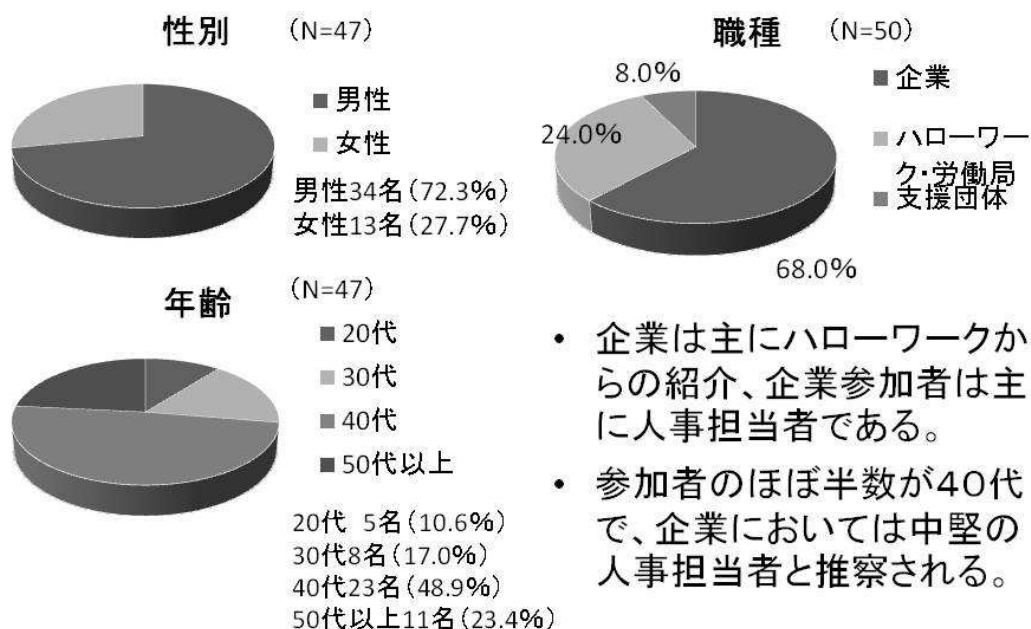
実際的な手段としての、  
ワークショップ・プログラムの開発・実施。

## 方法

- ワークショップ参加者(N=50)に対し、ワークショップ・プログラム終了後に、自記式質問紙により行った。
- 主要な質問内容は、
  1. 属性(性別、年齢)
  2. ワークショップの内容の評価(満足度(4件法range1-4)、良かった点(5項目:情報、活動、スキルアップ、情報交換、不安解消)、改善点(自由記述))
  3. HIV/AIDSに関する意識(4件法range1-4:働き方、治療や服薬への理解、開示規範、コミュニケーション、HIVの疾病イメージ、HIV感染者就労のうけとめ、HIV感染者就労の社会規範)
  4. HIV感染が判明した場合(1.自分、2.同僚)の具体的な行動(自由記述)。

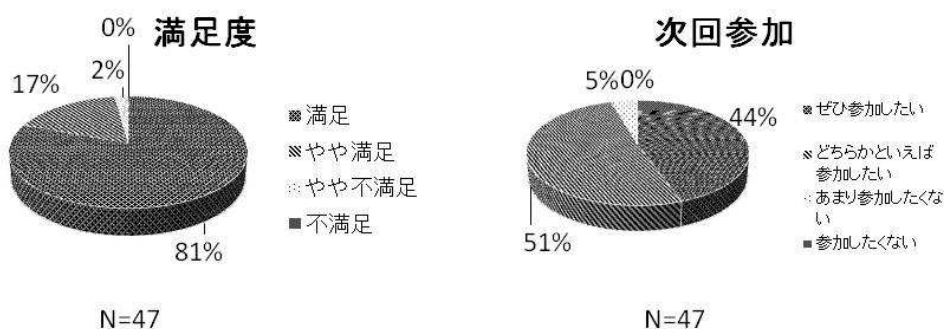


## 結果：ワークショップ参加者

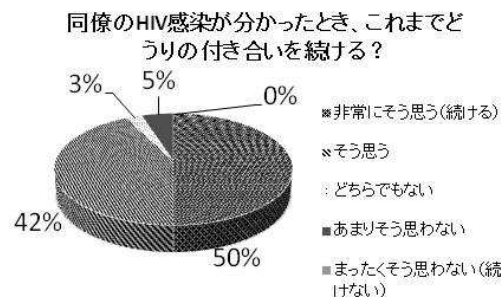
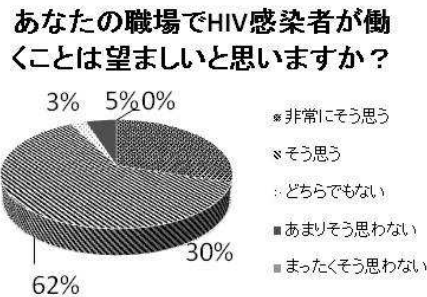
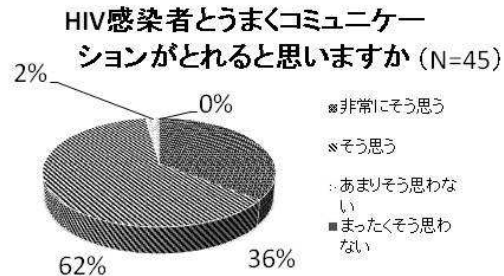
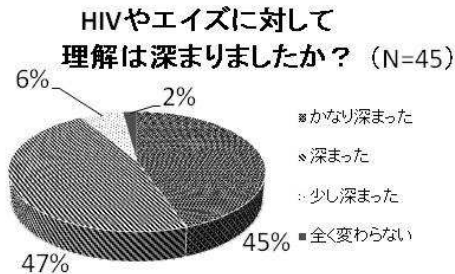


## 結果：全体的な評価

- 満足度；97.8%が満足（満足、やや満足）
- 次回参加；参加したい95.6%と回答。



## 結果：内容の評価



## 結果： 同僚のHIV感染が分かったときの対応

- 接し方・態度
  - 今までの対応と変わらないようにとても気を付ける。態度が変わったと思われたくない。
  - 今月の講義を聞いていれば、普通に話ができます。
  - 特に今まで通りに接すると思います。
  - 今は考えられない。普通につき合うと思う。
  - 今まで通り接することが出来るよう努力する。
  - ふだんと変わらない
  - 普通に接する
  - 少しおどろくと思いますが、知っていることは伝えてあげたい。特に付き合いが変わる等はないと思います。
- 理解
  - 話を聞いて理解しようと思います
- 相談
  - 就業を継続するようすすめる。
  - 相談に乗る。秘密であったがよいか確認する。
  - 職場としてなにか配慮する必要があるかどうか確認したい。
- 配慮
  - 何が出来るかを考えます。
  - 何に配慮したら良いか聞く
  - 他の疾患が職場でハードルとなるような問題が課題に対することのように対応していきたいと思う。
  - 特に不要
  - 本日、知ったことを伝える
  - 必要な配慮を考える。外のコミュニケーションを確認する(守秘義務)
- 対応
  - 問題ない
  - 問題なし



結果:

## 参加者本人が、もしHIV感染と分かったときの対応

- 治療
  - 治療に専念すると同時に仕事を続けていきたい。
  - 治療のためにまずはすぐに病院へ行く。残業が多いので減らして体力を保つ。
  - 治療を受け、前向きに対応していきたいと思っています。
  - 医者に行く
  - 治療に専念する→復帰を目指す
- 報告・相談・病気の開示
  - 手帳の取得と人事への報告
  - 理解しても言えそうな人にまず話をするとする。
  - 上司に話す
  - 家族と相談
  - 注意事項に気を付けると、開示は親しい人のみ
  - 周囲の人間に伝える
  - 会社には伏せたまま仕事を続ける
  - 信用できる人にしか話さないと思う。
  - 周囲への告知を行う。
- 病気の受け止め・周囲の理解を求める
  - 驚きと不安ですが、病気を知り、付き合っていきます。
  - できれば、周囲の人に理解してもらいたい。
- 分からない
  - 分からない。
  - わかりません。
  - 分からない
  - 理解しつつも少しはとまどうと思います。
- その他
  - これまでの生活となるべく変化しないよう努めたい。
  - キャリアを考えるきっかけになるとは思う。

## ワークショップ受講後の感想

- 良かった
  - 不安を解消することができた。
  - 参加させていただいてよかったです。
  - とてもよかったです。ありがとうございました。
- 理解が深まった
  - ありがとうございました。非常に理解を深めました。
  - 感染にくいウイルスだということが具体的に分かった。
  - とても勉強になりました。受講してとても良かったです。
  - 勉強になった。
  - HIV感染について実際に考える機会が持てた。
  - HIVに関する勉強ができて、大変良かったです。
  - とても勉強になった。ネットワークを知りたい。
  - 非常に参考になりました。
  - 勉強不足を実感しました。よい体験でした。
  - 全く知識内状況でしたがまずは一歩わかりました。
  - 人の理解が必要と思われるので、今後の職務の上で啓発と理解促進に努めたい。(就労支援に際して)
  - 正確な情報を知ることが良いと思う。
  - 思った以上に社会の理解は充分でないと感じました。
  - 親切に教えていただきありがとうございました。
- いろんな意見が聞けた
  - 色々意見が聞けた事、岡本先生の話は他の方へ伝えるのに勉強になりました。
  - 同じような悩み等をお持ちなのがよく判った

## HIV 感染者就労のための協働ワークショップ アンケート

社会福祉法人はばたき福祉事業団

本日は、HIV 感染者就労のための協働ワークショップにご参加いただき、ありがとうございます。つきましては、今後の活動の参考にさせていただきたいと思いますので、ぜひアンケートの回答にご協力ください。

## 【はじめに】

この「質問票」はワークショップ受講の方にお答えいただくものです。

◆◆◆ 1. はじめに、皆さんのことについてうかがいます。(該当する番号に○) ◆◆◆

問 1-1 性別 ①男 ②女

問 1-2 年齢 ①20 歳未満 ②20 代 ③30 代 ④40 代 ⑤50 代 ⑥60 歳以上

◆◆◆ 2. ワークショップを受講して、どのようにお感じになりましたか。 ◆◆◆

問 2 以下の質問にお答えください。(該当する番号に○)

|   |
|---|
| (1) あなたは、現在 HIV やエイズに対して理解は深まりましたか<br>1..... 2..... 3..... 4<br>かなり深まった 深まった 少し深まった まったくかわらない               |
| (2) HIV 感染者といっしょに働くことは避けたいと思いますか？<br>1..... 2..... 3..... 4<br>まったく避けたいと思わない あまり避けたいと思わない 避けたい 非常に避けたい      |
| (3) あなたは、HIV 感染者が働く上で、体力が問題になると感じますか？<br>1..... 2..... 3..... 4<br>非常にあると思う あると思う あまりないと思う まったくないと思う        |
| (4) あなたは、HIV 感染者が働く上で、服薬が問題になると感じますか？<br>1..... 2..... 3..... 4<br>非常にあると思う あると思う あまりないと思う まったくないと思う        |
| (5) HIV 感染者は病名を開示して就労するべきだと思いますか？<br>1..... 2..... 3..... 4<br>非常にそう思う (開示) そう思う あまりそう思わない まったくそう思わない (非開示) |
| (6) あなたは、HIV 感染者とうまくコミュニケーションが図れると思いますか？<br>1..... 2..... 3..... 4<br>非常にそう思う そう思う あまりそう思わない まったくそう思わない     |
| (7) あなたにとって、HIV/AIDS のイメージは良いですか？<br>1..... 2..... 3..... 4<br>非常に良い 良い あまり良くない まったく良くない                    |

|   |
|---|
| <p>(8) あなたの職場で HIV 感染者が働くことは望ましいと思いますか？</p> <p>1..... 2..... 3..... 4</p> <p>非常にそう思う (望ましい)    そう思う    あまりそう思わない    まったくそう思わない</p>                  |
| <p>(9) あなたは、病院や、福祉施設で HIV 感染が働くことは好ましくないと思いますか？</p> <p>1..... 2..... 3..... 4</p> <p>非常にそう思う (好ましくない)    そう思う    あまりそう思わない    まったくそう思わない (好ましい)</p> |
| <p>(10) 就労推進と HIV 感染者理解のために、職場での HIV 教育が必要だと思えますか？</p> <p>1..... 2..... 3..... 4</p> <p>非常にそう思う (必要)    そう思う    あまりそう思わない    まったくそう思わない (不必要)</p>   |
| <p>(11) 同僚の HIV 感染が分かった時、これまでどうりの付き合いを続けますか？</p> <p>1..... 2..... 3..... 4</p> <p>非常にそう思う (続ける)    そう思う    あまりそう思わない    まったくそう思わない (続けない)</p>       |

◆◆◆ 3. 職場の人間関係など、「ソフト面」での対応について伺います。 ◆◆◆  
 ワークショップを受講して、あらたにお気づきになった点についてお答えください。

問 3 働きやすい快適な職場づくりのために、

(1) もし、あなたが周囲の人から「HIV に感染した」と告げられたらどうしますか。

(2) もし、あなた自身の HIV 感染が判明したら、あなたはどうしますか。

◆◆◆ 4. ワークショップを受講してのご感想をお答えください。 ◆◆◆  
 問 4 ワークショップを受講してのご感想をお答えください。

◇◇◇ 質問は、以上です。ありがとうございました。 ◇◇◇

## HIV 感染者就労のための協働シンポジウム・ワークショップの 4 年間を振り返って

埼玉大学 関 由起子

2007 年に第 1 回目の HIV 感染者就労のための協働シンポジウムが行われてから、今年で 4 年目を迎えました。4 年目の今年度はワークショップという形式をとり、HIV 感染者の就労により実践的に結びつくよう、企業を対象に行いました。

今年度なぜ企業を対象としてワークショップを行ったのか。それは 2007 年から 3 年間行われた HIV 感染者就労のための協働シンポジウムの成果により、HIV 感染者の就労を促進するためには採用者側である企業の意識を変えていくことが最重要課題であることが明らかになったためであります。日本では多くの感染者が病名を明かさずに就労していますが、隠しながら働くことにストレスを抱え込んでいます。このことは、病気のことを伝えていないため通院や体調不良時に休みを取りづらいため、病気そのものを悪化させる可能性さえあります。それよりも「嘘をつくことが精神的に苦痛」と感じる方も多いと聞きます。それならば、最初から病名を理解してもらった上で働きたいという気持ちが起こります。それには採用側の企業の理解が欠かせません。

しかし、企業側の意識はどうだったのか。全国の上場企業を中心とした企業 1000 社を対象に HIV 感染者就労に関する意識を調査した結果を見てみますと、2007 年の結果は 37 社（回答率 3.7%）でした。その少ない回答結果から見えてきたものは、「職場での感染への懸念」、「病気悪化への懸念」、が HIV 感染者の就労を妨げている要因となっていたことでした。しかし、HIV 感染症は、通常の社会生活では感染せず、職場で感染するリスクはほとんどありません。HIV 感染症も様々な治療薬が開発されたことにより、適切に通院し、日に 1, 2 回の服薬を適切にしていれば、健康な人と変わらずに人生を全うできる病気になってきています。この企業の意識と現状の差を埋めなければ、感染者の採用増加にはつながりません。また、企業側がもつ感染者への漠然とした不安を解消するためには、その不安の一つ一つに丁寧に対応していく必要があります。そのためには、大人数で行われるシンポジウムではなく、少人数で顔が見えるワークショップが適切だと考えました。その結果は、本報告書が示すとおりで、当初想定していた以上に参加企業が多く、また、新たに HIV 感染者を採用した企業も現れる等の成果が得られました。

また、このような成果が得られたのは、様々なところで様々な変化が同時に進行していたからだとも感じます。第一に、患者さんたちが変化してきたことがあります。病名を明かして社会生活を送ろうという気持ちの方が増え、HIV 感染者という漠然とした存在から、たまたま HIV に感染した一人のすばらしい人間として人前に立つ方も増えています。第二に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正も後押ししたかもしれません。HIV 感染者は障害者雇用の対象者でもあり、かつ雇用するための設備投資の必要がほとんどない、勤務時間や日数が常勤者とほぼ同等であるという面があります。そのため、障害者雇用を進めようという企業は、HIV 感染者を受け入れる心理的負担よりもこれらの側面の方が有利と

捉えた可能性もあります。さらに、企業の社会的責任における多様性のある人材の採用という点から、障害者雇用を促進させた可能性もあります。

以上のように、企業においては少しずつではありますが、感染者雇用への良い変化が生じてきています。しかし、他方面においては様々な課題が残っております。その一つは、企業と感染者をつなぐ様々な機関や人々の問題があります。たとえば、就労支援を行うハローワークにおいて、HIV 感染症や感染者について十分理解していない現状があります。たとえ一人の担当者が熱心に HIV 感染者雇用に尽力されていても、その方が異動すれば、元の木阿弥です。産業医も十分理解しているとは言い難い現状があります。現在はメンタルヘルス面が強調され、職場における HIV 感染についてはあまり問題視されていません。また、HIV 感染者を見ている医療者も、感染者の社会面、特に就労には無関心ということも少なくありません。ある医師が、「HIV 感染症を告げるときには、仕事を辞めないように必ず伝える。そうしないとパニックに陥って次回受診時までに仕事を辞めてきてしまうから」と言っていました。このように、感染者の生活までを視野に入れた全人的な診療を目指す必要があると思います。もし、感染者とその雇用主から HIV 感染に関する説明を求められた場合、気軽に応じる主治医が大勢いたら、企業側の不安も早急に解消するかもしれません。

もう一つの課題として、HIV/AIDS 教育があります。HIV/AIDS 教育は学校での重要な保健教育の課題の一つです。しかしながら、国民には正しい知識が身につけていません。おそらく通常の社会生活では感染しないことは、頭では理解しているのかもしれませんが、けれどもその知識が身につけておらず、不要な偏見差別意識をもつのであれば、教育は十分機能していないこととなります。さらに、その保健教育をになう教員が HIV 感染症について十分理解していない可能性があります。私は現在、保健教育をになう教員の養成に関わっています。しかし、教員養成課程では、病気に関する講義はほとんど行われず、子どもたちに保健を教える教員自身の病気の知識は一般人とほとんど同様です。HIV 感染症をはじめとする様々な重要な疾患に関する講義は、教員養成に必須の科目として設定すべきと、感じております。

この HIV 感染者就労のための協働シンポジウム・ワークショップは HIV 感染者の当事者団体である「はばたき福祉事業団」が始めた小さな一歩です。しかし、実際に HIV 感染者が病名を明かして企業に採用される等の、大きな成果が現れてきました。今後も同様のワークショップを継続しながら、上記の課題についても取り組んでいく予定です。皆様には今後とも課題解決のために協働、及び温かいご支援をお願い致します。

## 「HIV感染者就労のための協働ワークショップ」に寄せて

厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課 地域就労支援室  
障害者雇用専門官 吉岡 治

平成20年に起こったリーマンショックの影響が未だ冷めやらない厳しい雇用情勢が続く中において、障害者の雇用状況は着実に進展しています。

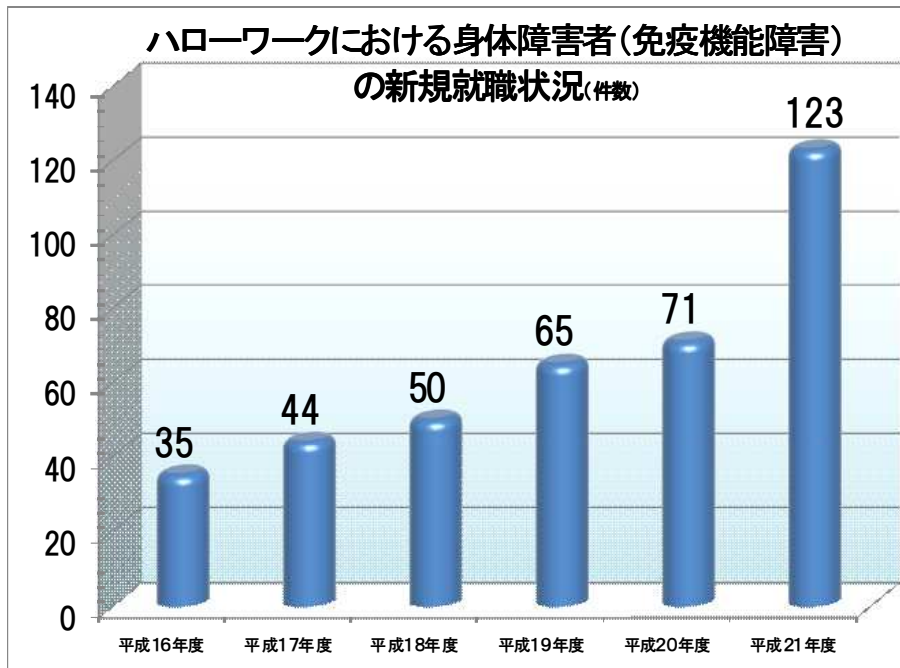
平成22年度の障害者雇用状況は、民間企業の実雇用率が1.68%（平成22年6月1日現在；平成22年10月29日厚生労働省発表）と前年比で0.05%ポイント上昇し、5年連続で過去最高を更新しました。また、ハローワーク（公共職業安定所）における障害者の就職件数についても、前年度を上回る45,257件（対前年度比1.8%増；平成22年5月7日同省発表）となる等、着実な進展が見られるところです。

背景には、障害を有する方々の「企業で働きたい」という意識の高まりや、企業の障害者の雇用に対するコンプライアンスへの関心の高まりに加えて、障害者雇用を具体的に実現するための、労働や医療、福祉並びに就労支援の関係者によるネットワークの構築が進んでいることや、障害者の職場定着を支えるサポート体制の充実等の様々な要因が推察されるところです。

さて、HIV感染者の方々をとりまく状況については、まずはご承知のとおり、平成10年4月から、HIVによる免疫機能障害によって日常生活が著しく制限される方の場合には、身体障害者手帳が交付され、福祉施策上の「身体障害者」として取り扱われることになりました。さらに同年12月からは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」においても、身体障害者手帳が交付されているHIV感染の方々については、企業の障害者雇用の算定対象となるとともに、雇用されている場合は、障害者雇用に関する各種の助成制度の対象となりました。

こうしてHIV感染者が障害者雇用の対象となって10年以上が経ちましたが、近年、全国でのハローワークで取り扱った「HIV感染者の就職件数」は、下図のとおり年々着実な伸びを見せております。

（図1：ハローワークにおける身体障害者（免疫機能障害）の新規就職状況、件数）



平成16年度のハローワーク紹介による免疫機能障害者の新規就職件数は、わずか35件でしたが、平成21年度には123件と5年前の3.5倍の取扱実績となり、今年度においては、さらに昨年を上回る実績が予測されます。

ハローワーク紹介による就職件数の飛躍的な増加については、はばたき福祉事業団によるHIV感染者の方々へのメッセージ「身体障害者手帳を社会参加のパスポートとして、医療だけでなく就労においても積極的な活用を」との呼びかけが着実に浸透しはじめていることや、現在ハローワークの障害者専用の相談窓口にて、事前の相談対応や求職者ごとに担当者を決めた上での対応、また予約相談の実施や相談個室の整備などの、障害のある求職者の方々に対するプライバシーに配慮した取組を通じて、HIV感染の求職者の方々にもハローワークの利用について安心感を持っていただいていること、等が要因として推察されます。

さて、今回の「HIV感染者就労のための協働ワークショップ」は、過去3年間実施していたシンポジウム形式から、参加者を少人数に限定して行うスタイルに大きく変更されました。これまでの不特定多数の方々に対する意識啓発の手法を一步先に進めて、より対象を「企業」に絞り込み、特に「HIV感染者の方々の雇用を検討している企業の人事担当者」に焦点を当て、HIVに関する最新の医学知識・情報の付与、意識啓発及び意見交換等がコンセプトの軸に置かれています。

今年は東京及び大阪にて合計4回のワークショップが開催されましたが、企業の視点から見たHIV感染者の方々の就労についての「議論の場」が形成されたことは、大変画期的であり、かつ有意義な事であったと思います。

参加された企業の人事担当者の方々からは、「どのような手順でHIV感染者の方々の雇用を進めていけばよいのか」、「HIV感染者の方々の障害者雇用が進展しない障壁は何か」等の熱のこもった議論が交わされました。また、既にHIV感染者の方々を雇用している企業からは、自社の経験から、実際に行った採用に向けた取組や、発生した諸課題に対する対応等の説明や、雇用管理上のノウハウやアドバイス等がなされました。

私が傍聴させていただいた回で、ある企業から「障害者雇用は企業の普段のチーム力が試される"リトマス試験紙"である」という印象的な発言が聞かれました。これは「チーム力の弱い組織は、障害者雇用のみならず他のプロジェクトでもうまくいかない。チームの統率力や一体感、チームメンバー同士の相互補完性などは、図らずも障害者雇用を通じて明らかになってしまう」というものです。

企業の中で進められている「組織のダイバーシティ（多様性）」の推進とその重要性については近年、障害者雇用の文脈においても見聞します。企業で障害者を雇用することは、一種の多様性を受け入れる行為に通じているのだという主張です。先の「リトマス試験紙」の発言から、「チーム力の高い組織は、多様性への対応力も然り」ということを改めて認識し、正鵠を得た思いが致しました。

そして、本ワークショップの最大の成果は、ワークショップに参加いただいた企業の中から、ワークショップ終了後にHIV感染者の方の採用に繋がる事例が生まれたことです。このことは、本ワークショップの今後について明るい材料となり、私達も大変勇気づけられました。これからも参加された企業からさらに多くの成功事例が続いていくことを強く期待致します。

就職を希望するHIV感染者の方々への支援については、ハローワークを中心に地域の職業リハビリテーション支援機関等との連携や、各種支援サービスの提供等を通じて、HIV感染者の方々が有する能力に適合する職業に就く機会を提供し、職業生活における自立のお手伝いをしていくことが重要であると考えております。

今後とも引き続きご支援、ご協力賜りますよう、よろしく願いいたします。



## HIV 感染者就労のための、取り組みの重要性

社会福祉法人 はばたき福祉事業団 専門家相談員  
久地井寿哉

HIV 感染症は、予防や治療が可能で、高度な服薬管理の元では、継続的な就労が可能です。これまですでに、HIV 感染者の雇用機会の拡大と、安定的な就労継続が課題となつていますが、どのような取り組みが必要かについては、必ずしも明らかになっていませんでした。すでに明らかになっている問題に加えて、今後何に取り組むか、ということに対して私たちの「協働」が目指すものについて考えてみたいと思います。

なお、日本には現在 18,000 人以上の HIV 感染者が生活し、その 7 割以上が就労中との報告があります。

今年度のワークショップのねらいは、HIV 感染者就労のために、職場に対して情報提供することと、職場で働く人たちの意識や行動を良い方向に変えることです。具体的には、職場環境を良くするために実践的な取り組みを推進すること、そのためのツールとしてのワークショップ・プログラムがありますが、それらをよりよく改善することや、実際にワークショップ・プログラムを実施し、参加者の意識変容についての評価を行うことなどが含まれます。これらは職域でのヘルスプロモーションとして広く行われている方法ですが、職域における HIV/AIDS に関しての取り組みは始まったばかりです。

ワークショップの基本的な考え方は以下の通りです。ワークショップは HIV 感染者の雇用拡大・雇用継続を目指すものですが、就労環境の向上に焦点をあてたものになっています。基本的なコンセプトは「いっしょに働く」ということで、理論的には、障がい者の社会参加における「ユニバーサルイズム（普遍性）」という考え方に基づいています。従来は「ノーマライゼーション」として知られた考え方がありますが、そもそも HIV 感染者とそうでない人を分ける考え方や、そもそも「ノーマル（普通）」とは何かという疑問、また、人権や市民としてのアプローチや、マイノリティーとしてのアプローチがあまり広がりを持ちえなかったことなど反省から、海外では、10 年ほど前から多くの議論を経ながら、誰もが納得できる考え方として「ユニバーサルイズム」が議論されました。この議論は ICF（国際生活機能分類）という考え方に統一される流れとなっています。

日本では、HIV/AIDS に関する社会的な関心は必ずしも高いとは言えない状況にあります。特に、現状は、一連の社会問題となった 1996 年の薬害 HIV 裁判の和解の時期以降、新聞やマスコミで HIV/AIDS について知る機会が多くありません。特に、HIV 感染者が具体的にどのような生活を送っているのか、どのような社会的不利を抱えているのか、どう病気を向かい合い前向きに生きているのか、など、当事者の姿が見えない状況が続いています。

特に、職場環境の向上について、当事者の自助努力の範囲にとどまっています、サポートを受けづらい状況が続いていると考えられます。このことは、HIV 感染者が、自分の病気のことについて同僚や上司など周りに打ち明けることが難しく、理解を求めることも難しい現状が、様々な調査結果からも明らかになっています。実際に働く HIV 感染者の姿が社会に見えないという可視性（ビジビリティ）の問題にもなっています。企業 1,000 社を対象としたアンケートは過去 4 回行われていますが、今年度初めて、企業・独法・官公署のすべてのセクションにおいて、HIV 感染者を雇用しているという事業所からの回答を得ることが出来ました。取組みの継続性の重要性が示され、今後への明るい結果となりました。

しかし、取り組むべき課題は数多くあります。実際に職場では、HIV/AIDS に関して、誤った知識や否定的なイメージが持たれています。「死」「怖い」「感染する」など、一連のマイナスのイメージを持つ言葉によって、同僚や社会的な態度によって、職場環境が形成されます。これらは HIV/AIDS だけでなく、内部障害を持つ人や、精神疾患など、外見からは理解されにくい病気を持つ人たちにとっても共通な社会的不利となっています。

こうしたことから、当事者の健康状態に加えて、職場環境も、HIV 感染者の雇用機会や就労継続に対して大きな影響を与えることが徐々に明らかになってきました。ここで注意したいのは、職場環境からの影響は時に悪い方向に働くこともあります。逆にプラスの側面について私たちが見落としていたものに気が付くことも多くあるということです。視点を変えることの重要性です。たとえば、理解を得る、自分の強みを発見する、周囲の人たちと協力する、などが知られるようになりました。

ただし、現状では、職場からの悪い反応に対する不安から、当事者自らが行動を起こしにくい状況にあると考えられています。場合によっては、服薬や通院に影響を及ぼし、健康管理に支障をきたすこともあるとされています。これらは、当事者の能力（アビリティ）に対して悪影響であるだけでなく、当事者や県警する人たち、大きくは企業の生産性（パフォーマンス）に対しても悪影響があると考えられます。

今回のワークショップでは、職場環境、とくに社会心理的な、いわゆるハード面、ソフト面でいえば、ソフトな職場環境を向上させることを目標としています。具体的には、人的環境を良くし、当事者や上司、同僚とのコミュニケーションの改善を大きな目標としました。私たちの「協働」の取組みの教訓から、当事者視点をワークショップに反映させること、またさまざまな協働の取組みが広がること、そして情報を十分に伝えることにも配慮しています。そして、ワークショップは実際に役に立つ手段になることを目指したものとします。

結果として、全4回行われたワークショップの参加者の評価は、9割以上が満足、また参加したい、と回答するなど、手ごたえを感じさせるものでした。

こうした取り組みが、さらに広まっていくにはどうしたらよいか、次なる課題となります。

さて、HIV 感染者就労の取組みについての重要性について、世の中の変化や社会的要請にも貢献しうるものだと考えられます。当事者やとりまく環境を「社会化」する取り組みはこれまで述べたとおりですが、社会のとりくみとしてはどのような意義があるかについても考えてみました。大きくは世の中の流れに沿ったものかどうか、という視点になります。

今の日本全体として考えると、

1. 日本において、一定の豊かさが実現し、個人の能力の多様性の重要性が増していること
2. 社会・経済的価値創出のために、コミュニティ・地域のメンバーの社会的な背景や人生経験の理解の重要性が認知されつつあること
3. 有効なコミュニケーションについて関心が高まっていること。

が考えられます。このことから演繹して考えると、HIV、免疫機能障害の病気・障害特性は、個別性(多様な背景を持つこと)、感染症としての特徴、その後の治療や就労可能性などは、社会貢献といった側面があることと期待されます。つまり病気にならない人はいないのだから「病気を持って働く」ということがもっと社会全体で考えられてもいいのではないか、という視点に役に立つということです。

また、これまでの経過から、多くの協働に係わった人たちの印象として、「理解は進んだが、特定の一人の人についてどうするか?」について、関心が高まりつつあることもポイントです。よく言われることですが、全体の取組みも大切ですが、それを一人一人のレベルまでどう実効性のあるものにするか、ということも重要な課題です。それには、支援の在り方についても考える必要があります。支援は、困った人になにかを施すとよりは、その人の自立を支えるという方向に多くの可能性が残されています。よい就労のために、特定の一人の情報を得るために評価し、個別の事情もふまえ、公平な視点から当事者性の尊重と支援の提供が重要です。「ほっと効果」、ひとりひとりが安心出来て、干渉しすぎない(ほっとこう)ことが大事ということでしょう。これらは支援の「社会モデル」構築の重要性と呼ばれるものです。

こうした「協働の広がり」はS字カーブを描いて、すべての人に広がることが期待されます。いまはその初期段階で、その貴重な一里塚(マイルストーン)なのです。

「HIV 感染者就労のための協働ワークショップ」第 1 回委員会 まとめ

日 時：平成 22 年 5 月 11 日（火）15:00-17:00

会 場：弁護士会館 5 階 502E 号室

出席者：関由起子、吉岡治、佐々木薫、島田恵、生島嗣、明石祐二、仁科豊、木嶋大、久地井寿哉（以上委員）、大平勝美、柿沼章子、岩野友里（以上事務局）、飯田敏晴、小山美紀（以上オブザーバー）

■ 22 年度事業説明と内容検討

今年度はワークショップを 4 回開催する。対象としては、HIV 感染者を採用したいと考えている企業人事担当者にワークショップを行う。できれば、採用まで踏み込んでいく。

対象企業は、人材紹介会社やハローワークから紹介してもらおう。人材紹介会社はこれまでの事業を通じて協力関係を築くことのできた会社に対してはばたきからお願いし、ハローワークには厚生労働省の担当部局から働きかけをしてもらう。

ハローワークを通して就職した免疫機能障害者数は 20 年度 71 名から、21 年度 123 名と急増した。都内のハローワークを調査したところ、70～80%が免疫機能障害者の支援経験があるとのことだった。

ワークショップの時間については、講演中心の場合は 2 時間、ロールプレイなども取り入れる場合は半日（4 時間）。企業向けのワークショップということであれば、半日あったほうがよい。内容はロールプレイ、ディスカッション、講演などのほか、配属先での受け入れや受け入れ後のキャリアアップなど、いくつかの場面を想定したビデオ映像を上映し、どうすれば人事としてうまく進めることができるのかなどを考えてもらう。これらの意見を参考に、昨年度のリーバイスの助成によるワークショップの経験も踏まえて、ワークショップを行う。

1,000 社アンケートは今年度も実施。質問項目を作成し、メールで委員に確認を取る。第 1 回ワークショップは 7 月に実施。その後、第 2 回委員会で結果を検討し、秋に行う第 2～4 回のワークショップにつなげる。最終的に、ワークショップのマニュアルの確立を目指す。

「HIV 感染者就労のための協働ワークショップ」第 2 回委員会 まとめ

日 時：平成 22 年 8 月 4 日（水）15:00-17:00

会 場：弁護士会館 5 階 507AB 号室

出席者：関由起子、吉岡治、佐々木薫、島田恵、生島嗣、明石祐二、仁科豊、木嶋大、久地井寿哉（以上委員）、大平勝美、柿沼章子、岩野友里（以上事務局）

■第 1 回ワークショップ報告

第 1 回ワークショップは 6 社 11 名で開催。参加企業はハローワークを通して声をかけてもらったところとはばたきと連絡が取ることが可能な企業に参加していただいた。

内容は、ACC 本田美和子医師の講演が 20 分程度、その後に参加者による座談会を行った。HIV 感染者を採用経験のある企業の経験を、HIV 感染者を採用したい企業が共有し、採用に結び付けることが狙い。

人数としてはちょうど良かった。もっとたくさんの方に知っていただきたいと思うが、10 人くらいの人数だったからこそ、活発な意見交換ができた。

第 1 回委員会時には講義形式のワークショップという案が出されたが、座談会形式の方が実際的なものになるので、今後もこの形式で行いたい。

当日読売新聞の取材が入った。8 月中に記事になる予定。

■1,000 社アンケート中間報告

1,000 社アンケートは 7 月 23 日に発送したが、昨年よりも回答数が少ない。

■第 2 回以降のワークショップ開催日時について

残りの 3 回について 9 月から 12 月にかけて開催する。うち 1 回は大阪で開催する。大阪の支援団体から連絡があり、大阪でのワークショップでの協力依頼をする。

内容は、第 1 回をベースにして行う。第 1 回参加者にもう一度参加してもらってワークショップを経験してその後の採用活動などを話していただくことも考える。

「HIV 感染者就労のための協働ワークショップ」第 3 回委員会 まとめ

日 時：平成 23 年 1 月 21 日（金）13:00-15:00

会 場：飯田橋レインボービル 1 階 B 会議室

出席者：関由起子、吉岡治、島田恵、生島嗣、仁科豊、木嶋大、久地井寿哉（以上委員）、  
大平勝美、柿沼章子、岩野友里（以上事務局）、榎本哲（オブザーバー）

■第 2～4 回ワークショップ報告

ワークショップ第 2、3 回は東京で、第 4 回は大阪で開催した。

第 1 回に参加したある企業が、その後 1 名の方を採用した。ワークショップ参加がきっかけとなり、ACC 本田医師との連携が作られた。内定後に社内で混乱が生じたが、本田医師による勉強会により社内理解が進んだ。現在、採用された方は何の問題もなく働いているとのこと。

その企業が第 2、3 回にも参加して、自らの成功と失敗の経験を語り、他の企業と情報の共有ができた。

採用したあとに HIV 感染者であることがわかったという企業が数社あったが、いずれもトラブルは発生しなかった。

■平成 22 年度事業の成果と反省、今後の課題

HIV 感染者を採用経験のある企業の経験を、HIV 感染者を採用したい企業が共有することで、採用に結び付けることを目的としたが、その効果があったこと、そして採用企業がこのワークショップから誕生したことは大きな成果といえる。

支援機関との連携が弱く、また個人情報の観点から人事と主治医が直接連絡を取ることができないため、本人へのサポートが限られてしまう。

■成果物

成果物は、ワークショップ報告書、はたらくブック、DVD を作成する。

はたらくブックは採用における人事の負担を軽減することを目指す。採用経験のある企業 2



社にインタビューを行いそれを基に作成する。

DVD は就労支援に国も本気で取り組んでいることを知ってもらうために、厚生労働省の疾病対策課、医薬品副作用被害対策室、障害福祉課、地域就労支援室からのリレーコメントを収録する。また、HIV 専門医による講演は採用を検討している企業にとっては重要な情報となるので、ACC 潟永医師による講演も収録する。

#### ■次年度に向けて

ワークショップは、参加企業から大変評判が良く、また実際に採用に結びついたという成果もあった。次年度もこの形式のワークショップを継続的に開催したい。

平成 21 年度のヒアリングを受けた際、評価委員から産業医にもこうしたワークショップを開催してはどうかと提案があった。免疫機能障害者は医療との結びつきが強いので産業医の理解とサポートは重要と考えるので、次年度は産業医も対象としたい。

今年度のワークショップ委員会のメンバーは、次年度に申請予定の事業についても、委員として参加していただくこととなった。

HIV感染者の障害者（免疫機能障害）雇用・就労に関する企業アンケート  
「1000社アンケート 2010」

調査実施主体：（社福）はばたき福祉事業団

6事業所（全92事業所中）にて「HIV感染者雇用あり」と回答  
雇用・就労継続の取り組みの拡大が望まれる

■□■□■□■□ 実施概要 ■□■□■□■□

- 調査対象 : 官公署 150ヶ所、独立行政法人 99ヶ所、企業 1000社  
 調査日時 : 2010年7月～8月  
 調査方法 : 郵送法（回収率 官公署 33.3%、独法 18.1%、企業 2.1%）  
 調査対象選定方法 : 1層化無作為ランダム抽出  
 官公署（中央省庁、都道府県、政令指定都市、中核市、及び特例市）から選定  
 独立行政法人、官報より選定  
 全国の上場企業を中心とした企業社を四季報等より選定

| ◆アンケート分析対象事業所 | N=    |       |       |      | 92 |
|---------------|-------|-------|-------|------|----|
|               | 官公署   | 独法    | 企業    | 不明   |    |
|               | 50    | 18    | 21    | 3    | 92 |
| 全体における割合      | 54.3% | 19.6% | 22.8% | 3.3% |    |
| 回収率           | 33.3% | 18.1% | 2.1%  |      |    |

2010年度（4年目）の回収率は、上記のように、全体的に低調であった。特に、企業の回答率は過去最低の2.1%である。初めに、これまでの調査についての経緯を振り返る。

2007年（1年目）の回収率は企業3.9%であった。特徴としては、回収率も低く、社名は無記名がほとんどで、自由記載欄も空欄が多いなど、企業の関心は低かった

2008年（2年目）の回収率は企業4.0%、官公署33.3%と、企業の回収率はほぼ変わらないが、社名、担当者、連絡先記載での回答が増えた。

2009年（3年目）官公署への就労をテーマとしたことから官公署からの回収率が向上（44.3%）全体的には、自由記載欄に、具体的な意見・感想が寄せられるようになった。

2010年（本年度、4年目）6事業所（全92事業所中）にて「HIV感染者雇用あり」と回答があった。過去3年間の調査では、企業によるHIV感染者の把握は、面接段階にとどまるもので、かつ不採用のケースが多数であった。一つの到達点を迎えたことを示唆する。

主要調査項目：

- ・ HIV感染者が障害者雇用率算定対象者であることの知識の有無
- ・ 現在の障害者採用の有無
- ・ 人数/現在雇用中の障害者の人数と障害別内訳
- ・ 障害者およびHIV感染者（免疫機能障害者）の雇用実態（雇用、応募状況）
- ・ 障害者およびHIV感染者（免疫機能障害者）の雇用意向
- ・ HIV感染者受け入れ上の課題
- ・ HIVに関する職場での取り組み
- ・ HIV感染者の就労ガイドラインについての活用状況
- ・ 事業所における産業医選定の状況（常勤、非常勤の内訳など）
- ・ HIV感染者受け入れ、就労継続を前提とした具体的対応（自由記述）
- ・ 業種、事業体規模（従業員人数）

◆障害者採用の有無 N= 88

|         | 全体            | 官公署          | 独法           | 企業          |
|---------|---------------|--------------|--------------|-------------|
| 雇用している  | 84<br>→ 95.5% | 48<br>100.0% | 18<br>100.0% | 18<br>81.8% |
| 雇用していない | 4<br>4.5%     | 0<br>0.0%    | 0<br>0.0%    | 4<br>18.2%  |

・今回、回答が得られたほぼすべての事業所が、障害者採用を行っている。

◆HIV感染者は内部障害の「免疫機能障害」に該当し、障害者手帳取得者は、障害者雇用促進法の障害者雇用率算定対象であることを知っているか

N= 90

|       | 全体          | 官公署         | 独法          | 企業          |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 知っている | 73<br>81.1% | 43<br>86.0% | 15<br>83.3% | 15<br>68.2% |
| 知らない  | 17<br>18.9% | 7<br>14.0%  | 3<br>16.7%  | 7<br>31.8%  |

・ HIV感染者には社会参加障壁が存在する。  
事業所の社会的責任およびコンプライアンス遵守には個別課題があることを示唆。

◆障害者内訳 N= 84

|         | 全体          | 官公署         | 独法          | 企業          |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1.視覚障害  | 34<br>40.5% | 7<br>14.6%  | 13<br>72.2% | 14<br>77.8% |
| 2.聴言障害  | 60<br>71.4% | 43<br>89.6% | 5<br>27.8%  | 12<br>66.7% |
| 3.肢体不自由 | 75<br>89.3% | 45<br>93.8% | 13<br>72.2% | 17<br>94.4% |
| 4.内部障害  | 70<br>83.3% | 44<br>91.7% | 12<br>66.7% | 14<br>77.8% |
| 5.知的障害  | 21<br>25.0% | 14<br>29.2% | 2<br>11.1%  | 5<br>27.8%  |
| 6.精神障害  | 28<br>33.3% | 18<br>37.5% | 4<br>22.2%  | 6<br>33.3%  |

※ 複数回答

・ 内部障害者の障害者採用が低調とは言えない  
・ HIVと関連した、内部障害の「免疫機能障害」という位置づけが不十分かもしれない。

| ◆法定雇用率達成状況 |             | N= 87       |             |             |  |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|
|            | 全体          | 官公署         | 独法          | 企業          |  |
| 達成         | 72<br>82.8% | 43<br>91.5% | 16<br>88.9% | 13<br>59.1% |  |
| 未達成        | 12<br>13.8% | 3<br>6.4%   | 2<br>11.1%  | 7<br>31.8%  |  |
| 不明         | 3<br>3.4%   | 1<br>2.1%   | 0<br>0.0%   | 2<br>9.1%   |  |

- ・ 全体的には、法定雇用率の達成は、官公署・独法が、企業の範となっている。

| ◆障害者雇用意向 |             | N= 85       |             |             |  |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|
|          | 全体          | 官公署         | 独法          | 企業          |  |
| 増やしたい    | 35<br>41.2% | 22<br>47.8% | 3<br>17.6%  | 10<br>45.5% |  |
| 現状維持     | 50<br>58.8% | 24<br>52.2% | 14<br>82.4% | 12<br>54.5% |  |
| 減らしたい    | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   |  |

- ・ 障害者雇用に意欲的な事業所が存在する
- ・ 近年の障害者施策の展開の一端としても、注目に値する結果といえる。

| ◆HIV感染者雇用意向（一般的には） |             | N= 83       |            |            |  |
|--------------------|-------------|-------------|------------|------------|--|
|                    | 全体          | 官公署         | 独法         | 企業         |  |
| 可能                 | 53<br>63.9% | 37<br>82.2% | 9<br>52.9% | 7<br>33.3% |  |
| 雇用する努力をする          | 23<br>27.7% | 8<br>17.8%  | 8<br>47.1% | 7<br>33.3% |  |
| 難しい                | 7<br>8.4%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%  | 7<br>33.3% |  |

※（5件法、「ぜひ雇用したい」、「不可能」とする回答はともに0件）

- ・ 今回、回答が得られたすべての事業所の種類において、半数以上の事業所が、「HIV感染者雇用が可能」と回答。公平性の確保にも課題。

- ・ 「障害者枠」「障害者雇用率の算定対象」「企業の社会的責任」「多様性のある社会への貢献」の観点からも、同様の質問を行った。
- ・ 回答は同様の傾向であった。

## ◆HIV感染者からの応募 N= 88

|      | 全体          | 官公署         | 独法          | 企業          |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| あった  | 5<br>5.7%   | 1<br>2.0%   | 2<br>11.1%  | 2<br>9.5%   |
| なかった | 21<br>23.9% | 7<br>14.3%  | 3<br>16.7%  | 11<br>52.4% |
| 不明   | 59<br>67.0% | 38<br>77.6% | 13<br>72.2% | 8<br>38.1%  |
| その他  | 3<br>3.4%   | 3<br>6.1%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   |

- ・ HIV感染者からの応募が、事業体側からの回答からも見えるようになってきた。
- ・ 病気への肯定的な受け止めや、周囲の理解、障害者手帳の活用を背景に、実際に、就労の実現へとつながっていることの一部を示す。

## ◆HIV感染者雇用の有無 N= 82

|     | 全体          | 官公署         | 独法         | 企業          |
|-----|-------------|-------------|------------|-------------|
| いる  | 6<br>7.3%   | 2<br>4.3%   | 3<br>16.7% | 1<br>5.6%   |
| いない | 24<br>29.3% | 6<br>75.0%  | 7<br>38.9% | 11<br>61.1% |
| 不明  | 52<br>63.4% | 38<br>82.6% | 8<br>44.4% | 6<br>33.3%  |

- ・ 実際に働く HIV感染者の姿の一部が、こうした回答からも見えるようになってきた。



◆現在職場での「HIV/AIDS」に関する職場での取り組み

N= 89

|           | 全体          | 官公署         | 独法          | 企業          |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| → 行われていない | 79<br>88.8% | 48<br>98.0% | 13<br>72.2% | 18<br>81.8% |
| 行われている    | 10<br>11.2% | 1<br>2.0%   | 5<br>27.8%  | 4<br>18.2%  |

- ・ 取り組みは低調。HIVに関する職場での取り組みの拡大が望まれる。
- ・ 具体的な事例をどのように、共有するかについても課題がある。

◆受け入れ上の課題

N= 89

|                         | 全体          | 官公署         | 独法          | 企業          |
|-------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| → 1.職務遂行能力              | 17<br>19.1% | 6<br>12.0%  | 4<br>22.2%  | 7<br>33.3%  |
| 2.就労継続性                 | 36<br>40.4% | 17<br>34.0% | 7<br>38.9%  | 12<br>57.1% |
| 3.安全配慮義務                | 35<br>39.3% | 14<br>28.0% | 11<br>61.1% | 10<br>47.6% |
| → 4.「同僚」とのコミュニケーション     | 19<br>21.3% | 4<br>8.0%   | 6<br>33.3%  | 9<br>42.9%  |
| 5.「直属の上司／部下」とのコミュニケーション | 15<br>16.9% | 4<br>8.0%   | 3<br>16.7%  | 8<br>38.1%  |
| 6.「管理職」とのコミュニケーション      | 6<br>6.7%   | 3<br>6.0%   | 0<br>0.0%   | 3<br>14.3%  |
| 7.「人事」とのコミュニケーション       | 5<br>5.6%   | 2<br>4.0%   | 0<br>0.0%   | 3<br>14.3%  |
| 8.「保険取扱の事務」とのコミュニケーション  | 2<br>2.2%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 2<br>9.5%   |
| 9.社会的イメージ               | 3<br>3.4%   | 2<br>4.0%   | 0<br>0.0%   | 1<br>4.8%   |
| → 10.本人の体調不良・体調悪化       | 58<br>65.2% | 32<br>64.0% | 11<br>61.1% | 15<br>71.4% |
| 11.本人の「通院」に対する雇用管理面     | 33<br>37.1% | 16<br>32.0% | 9<br>50.0%  | 8<br>38.1%  |
| → 12.本人の「体調」に合わせた雇用管理面  | 40<br>44.9% | 23<br>46.0% | 7<br>38.9%  | 10<br>47.6% |
| 13.生活面、医療面も含めたサポート体制    | 23<br>25.8% | 10<br>20.0% | 6<br>33.3%  | 7<br>33.3%  |
| 14.保険料の企業負担             | 6<br>6.7%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 6<br>28.6%  |
| 15.その他                  | 6<br>6.7%   | 3<br>6.0%   | 1<br>5.6%   | 2<br>9.5%   |

※1

※2

※3

主要な課題は大きく分けて、3つに分類される。

- ※1. HIV感染者の長期的な就労能力の維持
- ※2. HIV感染者と周囲に対する安全配慮と、職場内での調整
- ※3. 健康支援的な就労環境の構築(通院や体調への配慮、社内サポート)

◆ガイドライン活用 N= 89

|         | 全体          | 官公署         | 独法          | 企業          |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 活用している  | 6<br>6.7%   | 2<br>4.1%   | 1<br>5.6%   | 3<br>13.6%  |
| 活用していない | 83<br>93.3% | 47<br>95.9% | 17<br>94.4% | 19<br>86.4% |

- ・ 課題が明確化した後の社内対応について、ガイドラインが実効性を伴っていない現状を示唆している。

◆活用されていない理由 N= 89

|                     | 全体          | 官公署         | 独法         | 企業          |
|---------------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 1.知らない              | 33<br>37.1% | 16<br>32.0% | 5<br>27.8% | 12<br>57.1% |
| 2.内容が分からない          | 4<br>4.5%   | 1<br>2.0%   | 1<br>5.6%  | 2<br>9.5%   |
| 3.活用手法が分からない        | 2<br>2.2%   | 1<br>2.0%   | 1<br>5.6%  | 0<br>0.0%   |
| 4.活用できる人材がない        | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%   |
| 5.対象となる労働者がいない      | 32<br>36.0% | 18<br>36.0% | 9<br>50.0% | 5<br>23.8%  |
| 6.対象となる労働者の雇用予定がない  | 6<br>6.7%   | 1<br>2.0%   | 2<br>11.1% | 3<br>14.3%  |
| 7.雇用効果が見込めない        | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%   |
| 8.各種助成など経営上のメリットがない | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0%  | 0<br>0.0%   |
| 9.その他               | 3<br>3.4%   | 2<br>4.0%   | 1<br>5.6%  | 0<br>0.0%   |

※ 複数回答

- ・ 「知らない」「対象となる労働者がいない」が主要な理由となっている。
- ・ ガイドラインの認知向上と、当事者がもっと社会に見えることが重要。

## ◆現在職場での「HIV/AIDS」に関する職場での取り組み

N= 89

|           | 全体          | 官公署         | 独法          | 企業          |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| → 行われていない | 79<br>88.8% | 48<br>98.0% | 13<br>72.2% | 18<br>81.8% |
| 行われている    | 10<br>11.2% | 1<br>2.0%   | 5<br>27.8%  | 4<br>18.2%  |

(再掲)

## ◆その他健康対策

N= 89

|             | 全体          | 官公署         | 独法          | 企業          |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1.生活習慣病     | 79<br>88.8% | 48<br>98.0% | 13<br>72.2% | 18<br>81.8% |
| 2.メンタルヘルス   | 79<br>88.8% | 48<br>98.0% | 14<br>77.8% | 17<br>77.3% |
| 3.パワハラ・セクハラ | 74<br>83.1% | 44<br>89.8% | 14<br>77.8% | 16<br>72.7% |
| 4.喫煙対策      | 76<br>85.4% | 42<br>85.7% | 9<br>50.0%  | 14<br>63.6% |

※ HIV感染症と当事者の生活大きく関連する健康要因として取り上げた

- ・「HIV/AIDS」に関する低調な取り組みとは対照的な結果となった。
- ・AIDS 予防指針など、関連法規による企業のガバナンス強化も検討する必要があるかもしれない。
- ・パワハラ・セクハラに関しては、「男女雇用機会均等法改正(2006年)」、喫煙・生活習慣病に関しては、「健康日本 21(2005年中間評価、2010年度最終評価)」、メンタルヘルスについては、「改正保健福祉法改正(2005年)」など、近年、具体的な法整備や施策が進められている事が背景にある。具体的な予算措置、数値目標、責任の明確化などの点で、HIV/AIDS対策には課題があるかもしれない。
- ・職場での「HIV/AIDS」への取り組みの実効性確保が急務であり、同様の法整備や政策を促すなどの検討が望まれる。

◆産業医を選任している N= 88

|         | 全体          | 官公署         | 独法          | 企業          |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 選任している  | 81<br>92.0% | 47<br>95.9% | 16<br>88.9% | 18<br>85.7% |
| 常勤      |             | 17<br>38.6% | 3<br>21.4%  | 8<br>42.1%  |
| 非常勤     |             | 27<br>61.4% | 11<br>78.6% | 11<br>57.9% |
| 選任していない | 7<br>8.0%   | 2<br>4.1%   | 2<br>11.1%  | 3<br>14.3%  |



・専門的支援および社内調整の必要性から、産業医の役割がますます期待される。

◆HIVのイメージは率直な思いとしていかがでしょうか。

- ・まだ怖い病気と言うイメージが正直あります
- ・以前に比べると治療法等が発達し、発症を抑制できるようになっていると思う。健常者と大差ないが、発症すると、感染症等の関係から通常業務が困難になるのではないかと
- ・不治の病で、感染に対して恐怖心をおぼえます。又感染者は血液によるものよりも性的なものが多いと思っています。
- ・勉強不足で知識が不正確、もっと勉強すべきと思っております。
- ・これまで HIV 感染者の応募・採用の実績はなく会社としての HIV 感染者の雇用に関する方針がないため、いくつかの回答を差し控えさせていただきます。
- ・勉強不足で分かっていない部分が大きいです。そのため雇用する側として、漠然と不安を感じます。

就労実態と、企業側の理解に差がみられる。

企業側には、能力（capacity）と実行状況（performance）の両者を混同している回答が顕著である。また、それらの評価に関する混乱がみられる。すなわち、企業の理解レベルとしては、1. 実際に働けること（就労能力） 2. 実際に働いていること（就労実態）の理解が明確になるような啓発が望まれる。

## ハローワーク 一覧

| ハローワーク      | 郵便番号     | 住所                                   | 電話番号         |
|-------------|----------|--------------------------------------|--------------|
| <b>北海道</b>  |          |                                      |              |
| 札幌          | 064-8609 | 札幌市中央区南 10 条西 14 丁目                  | 011-562-0101 |
| ハローワークプラザ札幌 | 064-8609 | 札幌市中央区北四条西 5 丁目 三井生命札幌共同ビル 5 階       | 011-242-8689 |
| 函館          | 040-8609 | 函館市新川町 26-6 函館地方合同庁舎分庁舎              | 0138-26-0735 |
| 旭川          | 070-0902 | 旭川市春光町 10-58                         | 0166-51-0176 |
| 帯広          | 080-8609 | 帯広市西 5 条南 5 丁目 2                     | 0155-23-8296 |
| 北見          | 090-0018 | 北見市青葉町 6-8 北見地方合同庁舎                  | 0157-23-6251 |
| 紋別          | 094-8609 | 紋別市南ヶ丘町 7-72-5                       | 0158-23-5291 |
| 小樽          | 047-8609 | 小樽市色内 1-10-15                        | 0134-32-8689 |
| 滝川          | 073-0023 | 滝川市緑町 2-5-1                          | 0125-22-3416 |
| 釧路          | 085-0832 | 釧路市富士見 3-2-3                         | 0154-41-1201 |
| 室蘭          | 051-0022 | 室蘭市海岸町 1-20-28                       | 0143-22-8689 |
| 岩見沢         | 068-8609 | 岩見沢市五条東 15 岩見沢地方合同庁舎                 | 0126-22-3450 |
| 稚内          | 097-8609 | 稚内市末広 4-1-25                         | 0162-34-1120 |
| 岩内          | 045-8609 | 岩内郡岩内町字相生 199-1                      | 0135-62-1262 |
| 留萌          | 077-0048 | 留萌市大町 2-12 留萌地方合同庁舎                  | 0164-42-0388 |
| 名寄          | 096-8609 | 名寄市西 5 条南 10 丁目                      | 01654-2-4326 |
| 浦河          | 057-0033 | 浦河郡浦河町堺町東 1-5-21                     | 0146-22-3036 |
| 網走          | 093-8609 | 網走市大曲 1-1-3                          | 0152-44-6287 |
| 苫小牧         | 053-8609 | 苫小牧市港町 1-6-15 苫小牧港湾合同庁舎              | 0144-32-5221 |
| 根室          | 087-8609 | 根室市幸町 1-8                            | 0153-23-2161 |
| 札幌東 (仮庁舎)   | 062-8609 | 札幌市豊平区月寒中央通 7 丁目 6-20 J A 月寒中央ビル 2 階 | 011-853-0101 |
| 札幌北         | 065-8609 | 札幌市東区北 16 条東 4 丁目-3-1                | 011-743-8609 |
| 千歳          | 066-8609 | 千歳市東雲町 4 丁目 2-6                      | 0123-24-2177 |
| <b>青森県</b>  |          |                                      |              |
| 青森          | 030-0822 | 青森市中央 2-10-10                        | 017-776-1561 |
| 八戸          | 031-0071 | 八戸市沼館 4-7-120                        | 0178-22-8609 |
| 弘前          | 036-8502 | 弘前市大字南富田町 5-1                        | 0172-38-8609 |
| むつ          | 035-0063 | むつ市若松町 10-3                          | 0175-22-1331 |
| 野辺地         | 039-3128 | 上北郡野辺地町字昼場 12-1                      | 0175-64-8609 |
| 五所川原        | 037-0067 | 五所川原市敷島町 37-6                        | 0173-34-3171 |
| 三沢          | 033-0031 | 三沢市桜町 3-1-22                         | 0176-53-4178 |
| 黒石          | 036-0383 | 黒石市緑町 1-123                          | 0172-53-8609 |
| <b>岩手県</b>  |          |                                      |              |
| 盛岡          | 020-0885 | 盛岡市紺屋町 7-26                          | 019-624-8904 |
| ハローワークプラザ盛岡 | 020-0024 | 盛岡市菜園 1-12-18 盛岡菜園センタービル 2 階         | 019-623-4800 |
| 釜石          | 026-0043 | 釜石市新町 6-55                           | 0193-23-8609 |
| 宮古          | 027-0038 | 宮古市小山田 1-1-1 宮古合同庁舎                  | 0193-63-8609 |
| 花巻          | 025-0098 | 花巻市材木町 27-10                         | 0198-23-5118 |
| 一関          | 021-0877 | 一関市城内 4-8                            | 0191-23-4135 |
| 水沢          | 023-8502 | 奥州市水沢区東中通り 1 丁目 5-35                 | 0197-24-8609 |
| 北上          | 024-0091 | 北上市大曲町 5-17                          | 0197-63-3314 |
| 大船渡         | 022-0002 | 大船渡市大船渡町字赤沢 17-3 大船渡合同庁舎             | 0192-27-4165 |
| 二戸          | 028-6103 | 二戸市石切所字荷渡 6-1 二戸合同庁舎                 | 0195-23-3341 |
| 久慈          | 028-0051 | 久慈市川崎町 2-15                          | 0194-53-3374 |
| <b>宮城県</b>  |          |                                      |              |
| 仙台          | 983-0852 | 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台 MT ビル 3、4F        | 022-299-8811 |
| 石巻          | 986-0832 | 石巻市泉町 4-1-18 石巻合同庁舎                  | 0225-95-0158 |
| 塩釜          | 985-0001 | 塩釜市新浜町 3-18-1                        | 022-362-3361 |
| 古川          | 989-6143 | 大崎市古川中里 6-7-10 古川合同庁舎                | 0229-22-2305 |
| 大河原         | 989-1202 | 柴田郡大河原町字高砂町 2-23                     | 0224-53-1042 |
| 築館          | 987-2252 | 栗原市築館薬師 2-2-1 築館合同庁舎                 | 0228-22-2531 |
| 迫           | 987-0511 | 登米市迫町佐沼字内町 42-10                     | 0220-22-8609 |
| 気仙沼         | 988-0034 | 気仙沼市朝日町 1-2 気仙沼合同庁舎                  | 0226-22-6720 |
| <b>秋田県</b>  |          |                                      |              |
| 秋田          | 010-0065 | 秋田市茨島 1-12-16                        | 018-864-4111 |
| ハローワークプラザ秋田 | 010-0001 | 秋田市中通 2-3-8 アトリオンビル 3 階              | 018-836-7820 |
| 能代          | 016-0851 | 能代市緑町 5-29                           | 0185-54-7311 |
| 大館          | 017-0046 | 大館市清水 1-5-20                         | 0186-42-2531 |



|               |          |                                |              |
|---------------|----------|--------------------------------|--------------|
| 大曲            | 014-0034 | 大仙市大曲住吉町 33-3                  | 0187-63-0335 |
| 本荘            | 015-0013 | 由利本荘市石脇字田尻野 18-1               | 0184-22-3421 |
| 横手            | 013-0033 | 横手市旭川 1-2-26                   | 0182-32-1165 |
| 湯沢            | 012-0033 | 湯沢市清水町 4-4-3                   | 0183-73-6117 |
| 鹿角            | 018-5201 | 鹿角市花輪字荒田 82-4                  | 0186-23-2173 |
| <b>山形県</b>    |          |                                |              |
| 山形            | 990-0813 | 山形市絵町 2-6-13                   | 023-684-1521 |
| ハローワークプラザやまがた | 990-0828 | 山形市双葉町 1-2-3 山形テルサ 1 階         | 023-646-7360 |
| 米沢            | 992-0012 | 米沢市金池 3-1-39 米沢地方合同庁舎          | 0238-22-8155 |
| 酒田            | 998-8555 | 酒田市上安町 1-6-6                   | 0234-27-3111 |
| 鶴岡            | 997-0013 | 鶴岡市道形町 1-13                    | 0235-25-2501 |
| 新庄            | 996-0011 | 新庄市東谷地田町 6-4 新庄合同庁舎            | 0233-22-8609 |
| 長井            | 993-0051 | 長井市幸町 15-5                     | 0238-84-8609 |
| 村山            | 995-0034 | 村山市楯岡五日町 14-30                 | 0237-55-8609 |
| 寒河江           | 991-8505 | 寒河江市大字西根字石川西 340               | 0237-86-4221 |
| <b>福島県</b>    |          |                                |              |
| 福島            | 960-8589 | 福島市狐塚 17-40                    | 024-534-4121 |
| 平             | 970-8026 | いわき市平字堂根町 4-11 いわき地方合同庁舎 1F    | 0246-23-1421 |
| 会津若松          | 965-0877 | 会津若松市西栄町 2-23                  | 0242-26-3333 |
| 郡山            | 963-8609 | 郡山市方八町 2-1-26                  | 024-942-8609 |
| 白河            | 961-0074 | 白河市字郭内 1-136 白河小峰城合同庁舎 1F      | 0248-24-1256 |
| 須賀川           | 962-0865 | 須賀川市妙見 121-1                   | 0248-76-8609 |
| 相双            | 975-0032 | 南相馬市原町区桜井町 1-127               | 0244-24-3531 |
| 二本松           | 964-0906 | 二本松市若宮 2-162-5                 | 0243-23-0343 |
| <b>茨城県</b>    |          |                                |              |
| 水戸            | 310-8509 | 水戸市水府町 1573-1                  | 029-231-6221 |
| 日立            | 317-0063 | 日立市若葉町 2-6-2                   | 0294-21-6441 |
| 筑西            | 308-0821 | 筑西市成田 628-1                    | 0296-22-2188 |
| 土浦            | 300-0051 | 土浦市真鍋 1-18-19                  | 029-822-5124 |
| 古河            | 306-0011 | 古河市東 3-7-23                    | 0280-32-0461 |
| 常総            | 303-0034 | 常総市水海道天満町 4798                 | 0297-22-8609 |
| 石岡            | 315-0037 | 石岡市東石岡 5-7-40                  | 0299-26-8141 |
| 常陸大宮          | 319-2255 | 常陸大宮市野中町 3083-1                | 0295-52-3185 |
| 龍ヶ崎           | 301-0041 | 龍ヶ崎市若柴町 1229-1                 | 0297-60-2727 |
| 高萩            | 318-0033 | 高萩市本町 4-8-5                    | 0293-22-2549 |
| 常陸鹿嶋          | 314-0031 | 鹿嶋市宮中 1995-1 鹿嶋労働総合庁舎          | 0299-83-2318 |
| <b>栃木県</b>    |          |                                |              |
| 宇都宮           | 320-0845 | 宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第 2 地方合同庁舎 1 階 | 028-638-0369 |
| ハローワークプラザ宇都宮  | 321-0964 | 宇都宮市駅前通り 1-3-1 フミックスシステムビル 2 階 | 028-623-8609 |
| 鹿沼            | 322-0031 | 鹿沼市睦町 287-20                   | 0289-62-5125 |
| 栃木            | 328-0032 | 栃木市神田町 8-5                     | 0282-22-4135 |
| 佐野            | 327-0014 | 佐野市天明町 2553                    | 0283-22-6260 |
| 足利            | 326-0057 | 足利市丸山町 688-14                  | 0284-41-3178 |
| 真岡            | 321-4305 | 真岡市荒町 5101                     | 0285-82-8655 |
| 矢板            | 329-2162 | 矢板市末広町 3-2                     | 0287-43-0121 |
| 大田原           | 324-0058 | 大田原市紫塚 1-14-2                  | 0287-22-2268 |
| 小山            | 323-0014 | 小山市喜沢 1475 おやまゆうえんハーヴェストウォーク内  | 0285-22-1524 |
| 那須烏山          | 321-0622 | 那須烏山市城東 4-18                   | 0287-82-2213 |
| 日光            | 321-1272 | 日光市今市本町 32-1                   | 0288-22-0353 |
| 黒磯            | 325-0027 | 那須塩原市共懇社 119-1                 | 0287-62-0144 |
| <b>群馬県</b>    |          |                                |              |
| 前橋            | 379-2154 | 前橋市天川大島町 130-1                 | 027-290-2111 |
| 高崎            | 370-0065 | 高崎市末広町 262-3                   | 027-327-8609 |
| 桐生            | 376-0023 | 桐生市錦町 2-11-14                  | 0277-22-8609 |
| 伊勢崎           | 372-0006 | 伊勢崎市太田町 554-10 伊勢崎地方合同庁舎       | 0270-23-8609 |
| 太田            | 373-0851 | 太田市飯田町 893                     | 0276-46-8609 |
| 館林            | 374-0066 | 館林市大街道 1-3-37                  | 0276-75-8609 |
| 沼田            | 378-0031 | 沼田市薄根町 3167-4                  | 0278-22-8609 |
| 群馬富岡          | 370-2316 | 富岡市富岡 1414-14                  | 0274-62-8609 |
| 藤岡            | 375-0024 | 藤岡市藤岡 827-1                    | 0274-22-8609 |
| 渋川            | 377-0008 | 渋川市渋川 1696-15                  | 0279-22-2636 |
| <b>埼玉県</b>    |          |                                |              |

|               |          |  |              |
|---------------|----------|--|--------------|
| 川口            | 332-0031 | 川口市青木 3-2-7                            | 048-251-2901 |
| ハローワークプラザ川口   | 332-0015 | 川口市川口 3-2-2 リブレ川口一番街 2号棟 1F            | 048-255-8070 |
| 熊谷            | 360-0014 | 熊谷市箱田 5-6-2                            | 048-522-5656 |
| 大宮            | 330-0852 | さいたま市大宮区大成町 1-525                      | 048-667-8609 |
| ハローワークプラザ大宮   | 330-0854 | さいたま市大宮区桜木町 1-9-4 エクセレント大宮ビル 4階        | 048-658-1145 |
| 川越            | 350-1118 | 川越市豊田本 277-3 川越合同庁舎                    | 049-242-0197 |
| 浦和            | 330-0061 | さいたま市浦和区常盤 5-8-40                      | 048-832-2461 |
| 所沢            | 359-0042 | 所沢市並木 6-1-3 所沢合同庁舎                     | 04-2992-8609 |
| 秩父            | 369-1871 | 秩父市下影森 1002-1                          | 0494-22-3215 |
| 春日部           | 344-0036 | 春日部市下大増新田 61-3                         | 048-736-7611 |
| 行田            | 361-0023 | 行田市長野 943                              | 048-556-3151 |
| 草加            | 340-8509 | 草加市弁天 4-10-7                           | 048-931-6111 |
| 朝霞            | 351-0025 | 朝霞市三原 1-3-1                            | 048-463-2233 |
| 越谷            | 343-0023 | 越谷市東越谷 1-5-6                           | 048-969-8609 |
| <b>千葉県</b>    |          |  |              |
| 千葉            | 261-0001 | 千葉市美浜区幸町 1-1-3                         | 043-242-1181 |
| ハローワークプラザちば   | 260-0028 | 千葉市中央区新町 3-13 千葉 TN ビル 1階              | 043-238-8300 |
| 市川            | 272-8543 | 市川市南八幡 5-11-21                         | 047-370-8609 |
| 銚子            | 288-0043 | 銚子市東芝町 5-9                             | 0479-22-7406 |
| 館山            | 294-0047 | 館山市八幡 815-2                            | 0470-22-2236 |
| 木更津           | 292-0831 | 木更津市富士見 1-2-1 アクア木更津ビル 5階              | 0438-25-8609 |
| 佐原            | 287-0002 | 香取市北 1-3-2                             | 0478-55-1132 |
| 茂原            | 297-0078 | 茂原市高師 1-5-1 茂原地方合同庁舎                   | 0475-25-8609 |
| 松戸            | 271-0092 | 松戸市松戸 1307-1 松戸ビルヂング 3階                | 047-367-8609 |
| ハローワークプラザ柏    | 277-0005 | 柏市柏 2丁目 5番 7号 住友生命柏ビル 3階               | 04-7166-8613 |
| 船橋            | 273-0011 | (第1庁舎) 船橋市湊町 2-10-17                   | 047-431-8287 |
|               | 273-0005 | (第2庁舎) 船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21ビル 4階・7階   | 047-420-8609 |
| 成田            | 286-0036 | 成田市加良部 3-4-2                           | 0476-27-8609 |
| 千葉南           | 260-0842 | 千葉市中央区南町 2-16-3 海気館蘇我駅前ビル 3、4F         | 043-300-8609 |
| <b>東京都</b>    |          |  |              |
| 飯田橋           | 112-8577 | 文京区後楽 1-9-20 飯田橋合同庁舎 1～5階              | 03-3812-8609 |
| 上野            | 110-8609 | 台東区東上野 4-1-2                           | 03-3847-8609 |
| 品川            | 106-0032 | (六本木庁舎) 港区六本木 3-2-21                   | 03-3588-8609 |
|               | 108-0075 | (品川庁舎) 港区港南 2-5-12 品川 NBS ビル           | 03-3450-8609 |
| 大森            | 143-8588 | 大田区大森北 4-16-7                          | 03-5493-8609 |
| ハローワークプラザ蒲田   | 144-0052 | 大田区蒲田 5-15-8 蒲田月村ビル 4階                 | 03-5711-8609 |
| 渋谷            | 150-0041 | 渋谷区神南 1-3-5                            | 03-3476-8609 |
| 新宿            | 160-8489 | (歌舞伎町庁舎) 新宿区歌舞伎町 2-42-10               | 03-3200-8609 |
|               | 163-1523 | (西新宿庁舎) 新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワービル 23階     | 03-5325-9593 |
| 池袋            | 170-8409 | (池袋庁舎) 豊島区東池袋 3-5-13                   | 03-3987-8609 |
|               | 170-6026 | (サンシャイン庁舎) 豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60ビル 3階 | 03-5911-8609 |
| 王子            | 114-0002 | 北区王子 6-1-17                            | 03-5390-8609 |
| 足立            | 120-8530 | 足立区千住 1-4-1 東京芸術センター 6～8階              | 03-3870-8609 |
| 墨田            | 130-8609 | 墨田区江東橋 2-19-12                         | 03-5669-8609 |
| ハローワークプラザ青戸   | 125-0062 | 葛飾区青戸 3-30-6 グルメシティ青戸店 3階              | 03-3604-8609 |
| 木場            | 135-8609 | 江東区木場 2-13-19                          | 03-3643-8609 |
| ハローワークプラザ船堀   | 134-0091 | 江戸川区船堀 3-7-17 第5トヨタビル 6階               | 03-5659-8609 |
| 八王子           | 192-0904 | 八王子市子安町 1-13-1                         | 042-648-8609 |
| 立川            | 190-8509 | 立川市錦町 1-9-21                           | 042-525-8609 |
| ハローワークプラザ立川   | 190-0012 | 立川市曙町 2-7-16 鈴春ビル 5階                   | 042-523-1509 |
| 青梅            | 198-0042 | 青梅市東青梅 3-12-16                         | 0428-24-8609 |
| 三鷹            | 181-8517 | 三鷹市下連雀 4-15-18                         | 0422-47-8609 |
| 町田            | 194-0022 | 町田市森野 2-28-14 町田合同庁舎 1階                | 042-732-8609 |
| 府中            | 183-0045 | 府中市美好町 1-3-1                           | 042-336-8609 |
| <b>神奈川県</b>   |          |  |              |
| 横浜            | 231-0005 | 横浜市中区本町 3-30                           | 045-663-8609 |
| ハローワークプラザよこはま | 220-0004 | 横浜西区北幸 1-11-15 横浜 ST ビル 1階             | 045-410-1010 |
| 戸塚            | 244-8560 | 横浜市戸塚区戸塚町 3722                         | 045-864-8609 |
| 川崎            | 210-0015 | 川崎市川崎区南町 17-2                          | 044-244-8609 |
| 横須賀           | 238-0013 | 横須賀市平成町 2-14-19                        | 046-824-8609 |
| 平塚            | 254-8578 | 平塚市松風町 2-7                             | 0463-24-8609 |

|                                 |          |   |              |
|---------------------------------|----------|---|--------------|
| 小田原                             | 250-0012 | 小田原市本町 1-2-17                               | 0465-23-8609 |
| 藤沢                              | 251-0054 | 藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 1・2階                   | 0466-23-8609 |
| 相模原                             | 229-0036 | 相模原市富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 1階                | 042-776-8609 |
| 厚木                              | 243-0003 | 厚木市寿町 3-7-10                                | 046-296-8609 |
| 松田                              | 258-0003 | 足柄上郡松田町惣領 2037                              | 0465-82-8609 |
| 横浜南                             | 236-8609 | 横浜市金沢区寺前 1-9-6                              | 045-788-8609 |
| 川崎北                             | 213-8573 | 川崎市高津区千年 698-1                              | 044-777-8609 |
| ハローワークプラザ新百合ヶ丘                  | 215-0004 | 神奈川県川崎市麻生区万福寺 1-2-2 新百合トウエンティワン 1階          | 045-410-1010 |
| 港北                              | 222-0033 | (本庁舎)<br>横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎 1・4階   | 045-474-1221 |
|                                 |          | (新横浜駅前庁舎)<br>横浜市港北区新横浜 2-14-30 日総第 17 ビル 2階 | 045-478-6461 |
|                                 |          |   |              |
| 大和                              | 242-0018 | 大和市深見西 3-3-21                               | 046-260-8609 |
| <b>新潟県</b>                      |          |   |              |
| 新潟                              | 950-8532 | 新潟市中央区万代 3-4-38                             | 025-244-0131 |
| ハローワークプラザ新潟<br>(ときめきしごと館)       | 950-0901 | 新潟市中央区弁天 2-2-18 新潟 KS ビル 1階                 | 025-240-4510 |
| 長岡                              | 940-8609 | 長岡市中沢町字太田 500-1                             | 0258-32-1181 |
| 上越                              | 943-0803 | 上越市春日野 1-5-22 上越地方合同庁舎                      | 025-523-6121 |
| 三条                              | 955-0053 | 三条市北入蔵 1-3-10                               | 0256-38-5431 |
| 柏崎                              | 945-8501 | 柏崎市田中 26-23 柏崎地方合同庁舎                        | 0257-23-2140 |
| 新発田                             | 957-8506 | 新発田市日渡 96 新発田地方合同庁舎                         | 0254-27-6677 |
| 新津                              | 956-0864 | 新潟市秋葉区新津本町 4-18-8 新津労働総合庁舎                  | 0250-22-2233 |
| 十日町                             | 948-0004 | 十日町市下川原町 43                                 | 025-757-2407 |
| 糸魚川                             | 941-0067 | 糸魚川市横町 5-9-50                               | 025-552-0333 |
| 巻                               | 953-0041 | 新潟市西蒲区巻甲 4087                               | 0256-72-3155 |
| 南魚沼                             | 949-6609 | 南魚沼市八幡 20-1                                 | 025-772-3157 |
| 佐渡                              | 952-0011 | 佐渡市両津夷 269-8                                | 0259-27-2248 |
| 村上                              | 958-0033 | 村上市緑町 1-6-8                                 | 0254-53-4141 |
| <b>富山県</b>                      |          |   |              |
| 富山                              | 930-0857 | 富山市奥田新町 45                                  | 076-431-8609 |
| 高岡                              | 933-0902 | 高岡市向野町 3-43-4                               | 0766-21-1515 |
| 魚津                              | 937-0801 | 魚津市新金屋 1-12-31 魚津合同庁舎                       | 0765-24-0365 |
| 砺波                              | 939-1363 | 砺波市太郎丸 1-2-5                                | 0763-32-2914 |
| 氷見                              | 935-0023 | 氷見市朝日丘 9-17                                 | 0766-74-0445 |
| 滑川                              | 936-0024 | 滑川市辰野 11-6                                  | 076-475-0324 |
| <b>石川県</b>                      |          |   |              |
| 金沢                              | 920-8609 | 金沢市鳴和 1-18-42                               | 076-253-3030 |
| 小松                              | 923-0868 | 小松市日の出町 1-120 小松日の出合同庁舎 2階                  | 0761-24-8609 |
| 七尾                              | 926-0852 | 七尾市小島町西部 2 七尾地方合同庁舎 1階                      | 0767-52-3255 |
| 加賀                              | 922-0815 | 加賀市大聖寺菅生イ 78-3                              | 0761-72-8609 |
| 白山                              | 924-0871 | 白山市西新町 235                                  | 076-275-8533 |
| 輪島                              | 928-0079 | 輪島市鳳至町畠田 99-3 輪島地方合同庁舎 1階                   | 0768-22-0325 |
| <b>福井県</b>                      |          |   |              |
| 福井                              | 910-8509 | 福井市開発 1-121-1                               | 0776-52-8150 |
| 福井ハローワークプラザ                     | 910-0005 | 福井市大手 3-4-1 福井放送会館 3階                       | 0776-23-2500 |
| 武生                              | 915-0814 | 越前市中央 2-8-23                                | 0778-22-4078 |
| 大野                              | 912-0022 | 大野市陽明町 3-403                                | 0779-66-2408 |
| 三国                              | 913-0041 | 坂井市三国町覚善 69-1                               | 0776-81-3262 |
| 敦賀                              | 914-0055 | 敦賀市鉄輪町 1-7-3 敦賀駅前合同庁舎 1階                    | 0770-22-4220 |
| 小浜                              | 917-8544 | 小浜市後瀬町 7-10 小浜地方合同庁舎 1階                     | 0770-52-1260 |
| <b>山梨県</b>                      |          |   |              |
| 甲府                              | 400-0851 | 甲府市住吉 1-17-5                                | 055-232-6060 |
| ハローワークプラザ甲府<br>(ハローワーク甲府職業紹介分室) | 400-0031 | 甲府市丸の内 2-14-13 ダイタビル 3階                     | 055-226-8609 |
| 富士吉田                            | 403-0014 | 富士吉田市竜ヶ丘 2-4-3                              | 0555-23-8609 |
| 大月                              | 401-0013 | 大月市大月 3-2-17                                | 0554-22-8609 |
| 塩山                              | 404-0042 | 甲州市塩山上於曽 1777-1                             | 0553-33-8609 |
| 韮崎                              | 407-0015 | 韮崎市若宮 1-10-41                               | 0551-22-1331 |
| 鯉沢                              | 400-0601 | 南巨摩郡鯉沢町 1215                                | 0556-22-8689 |
| <b>長野県</b>                      |          |   |              |
| 長野                              | 380-0935 | 長野市中御所 3-2-3                                | 026-228-1300 |

|                      |          |                                  |              |
|----------------------|----------|----------------------------------|--------------|
| 松本                   | 390-0828 | 松本市庄内 3-6-21                     | 0263-27-0111 |
| 上田                   | 386-8609 | 上田市天神 2-4-70                     | 0268-23-8609 |
| 飯田                   | 395-8609 | 飯田市大久保町 2637-3                   | 0265-24-8609 |
| 伊那                   | 396-8609 | 伊那市狐島 4098-3                     | 0265-73-8609 |
| 篠ノ井                  | 388-8007 | 長野市篠ノ井布施高田 826-1                 | 026-293-8609 |
| 飯山                   | 389-2253 | 飯山市飯山 186-4                      | 0269-62-8609 |
| 木曾福島                 | 397-8609 | 木曾郡木曾町福島 5056-1                  | 0264-22-2233 |
| 佐久                   | 385-8609 | 佐久市大字原 565-1                     | 0267-62-8609 |
| 大町                   | 398-0002 | 大町市大字大町 2715-4                   | 0261-22-0340 |
| 須坂                   | 382-0099 | 須坂市墨坂 2-2-17                     | 026-248-8609 |
| 諏訪                   | 392-0021 | 諏訪市上川 3-2503-1                   | 0266-58-8609 |
| <b>岐阜県</b>           |          |                                  |              |
| 岐阜                   | 500-8719 | 岐阜市五坪 1-9-1 岐阜労働総合庁舎             | 058-247-3211 |
| 大垣                   | 503-0893 | 大垣市藤江町 1-1-8                     | 0584-73-8609 |
| 多治見                  | 507-0037 | 多治見市音羽町 5-39-1 多治見労働総合庁舎         | 0572-22-3381 |
| 高山                   | 506-0055 | 高山市上岡本町 7-478                    | 0577-32-1144 |
| 恵那                   | 509-7203 | 恵那市長島町正家 1-3-12 恵那合同庁舎           | 0573-26-1341 |
| 関                    | 501-3803 | 関市西本郷通 4-6-10                    | 0575-22-3223 |
| 美濃加茂                 | 505-0043 | 美濃加茂市深田町 1-206-9                 | 0574-25-2178 |
| 中津川                  | 508-0045 | 中津川市かやの木町 4-3 中津川合同庁舎            | 0573-66-1337 |
| <b>静岡県</b>           |          |                                  |              |
| 静岡                   | 422-8045 | 静岡市駿河区西島 235-1                   | 054-238-8609 |
| ハローワークプラザ静岡          | 420-0853 | 静岡市葵区追手町 5-4 アーバンネット静岡追手町ビル 1 階  | 054-250-8609 |
| 浜松                   | 432-8537 | 浜松市中区浅田町 50-2                    | 053-457-5151 |
| ハローワーク<br>浜松アクトタワー庁舎 | 430-7707 | 浜松市中区板屋町 111-2 アクトタワー7 階         | 053-457-5160 |
| 沼津                   | 410-0831 | 沼津市市場町 9-1 沼津合同庁舎 1 階            | 055-931-0145 |
| 清水                   | 424-0825 | 静岡市清水区松原町 2-15 清水合同庁舎 1 階        | 054-351-8609 |
| 三島                   | 411-0033 | 三島市文教町 1-3-112 三島労働総合庁舎 1 階      | 055-980-1300 |
| 掛川                   | 436-0073 | 掛川市金城 71                         | 0537-22-4185 |
| 富士宮                  | 418-0031 | 富士宮市神田川町 14-3                    | 0544-26-3128 |
| 島田                   | 427-8509 | 島田市本通 1 丁目 4677-4 島田労働総合庁舎 1 階   | 0547-36-8609 |
| 磐田                   | 438-0086 | 磐田市見付 3599-6 磐田地方合同庁舎 1 階        | 0538-32-6181 |
| ハローワーク磐田駅前庁舎         | 438-0078 | 磐田市中泉 497-1 天平のまち 2 階            | 0538-21-3662 |
| 富士                   | 417-8609 | 富士市南町 1-4                        | 0545-51-2151 |
| 下田                   | 415-8509 | 下田市 4-5-26                       | 0558-22-0288 |
| 焼津                   | 425-0028 | 焼津市駅北 1-6-22                     | 054-628-5155 |
| <b>愛知県</b>           |          |                                  |              |
| 名古屋東                 | 465-8609 | 名古屋市長区平和が丘 1-2                   | 052-774-1115 |
| 名古屋中                 | 450-0003 | 名古屋市中村区名駅南 1-21-5 総合雇用センター内      | 052-582-8171 |
| 名古屋南                 | 456-8503 | 名古屋市熱田区旗屋 2-22-21                | 052-681-1211 |
| ハローワークプラザあらたま        | 467-0066 | 名古屋市瑞穂区洲山町 2-21 あいおい損保名古屋南ビル 1 階 | 052-859-2870 |
| 豊橋                   | 440-8507 | 豊橋市大岡町 111 豊橋地方合同庁舎 1 階          | 0532-52-7191 |
| 岡崎                   | 444-0813 | 岡崎市羽根町字北乾地 50-1 岡崎合同庁舎 1 階       | 0564-52-8609 |
| 一宮                   | 491-8509 | 一宮市八幡 4-8-7 一宮労働総合庁舎 1 階         | 0586-45-2048 |
| 半田                   | 475-8502 | 半田市宮路町 200-4 半田地方合同庁舎 1 階        | 0569-21-0023 |
| 瀬戸                   | 489-0871 | 瀬戸市東長根町 86                       | 0561-82-5123 |
| 豊田                   | 471-8609 | 豊田市常盤町 3-25-7                    | 0565-31-1400 |
| 津島                   | 496-0042 | 津島市寺前町 2-3                       | 0567-26-3158 |
| 刈谷                   | 448-8609 | 刈谷市若松町 1-46-3                    | 0566-21-5001 |
| 西尾                   | 445-0071 | 西尾市熊味町小松島 41-1                   | 0563-56-3622 |
| 犬山                   | 484-8609 | 犬山市松本町 2-10                      | 0568-61-2185 |
| 豊川                   | 442-0888 | 豊川市千歳通 1-34                      | 0533-86-3178 |
| 新城                   | 441-1384 | 新城市西入船 24-1                      | 0536-22-1160 |
| 春日井                  | 486-0807 | 春日井市大手町 2-135                    | 0568-81-5135 |
| <b>三重県</b>           |          |                                  |              |
| 四日市                  | 510-0093 | 四日市市本町 3-95                      | 059-353-5566 |
| 伊勢                   | 516-8543 | 伊勢市岡本 1-1-17                     | 0596-27-8609 |
| 津                    | 514-8521 | 津市島崎町 327 番 1                    | 059-228-9161 |
| 松阪                   | 515-8509 | 松阪市高町 493-6 松阪地方合同庁舎 1 階         | 0598-51-0860 |
| 桑名                   | 511-0078 | 三重県桑名市桑榮町 1-2 サンファール北館 1 階       | 0594-22-5141 |
| 伊賀                   | 518-0823 | 伊賀市四十九町 3074-2                   | 0595-21-3221 |

|               |          |                                 |              |
|---------------|----------|---------------------------------|--------------|
| 尾鷲            | 519-3612 | 尾鷲市林町 2-35                      | 0597-22-0327 |
| 鈴鹿            | 513-8609 | 鈴鹿市神戸 9-13-3                    | 059-382-8609 |
| <b>滋賀県</b>    |          |                                 |              |
| 大津            | 520-0043 | 大津市中央 4-6-52                    | 077-522-3773 |
| 長浜            | 526-0032 | 長浜市南高田町辻村 110                   | 0749-62-2030 |
| 彦根            | 522-0054 | 彦根市西今町 58-3 彦根地方合同庁舎 1階         | 0749-22-2500 |
| 東近江           | 527-0023 | 東近江市八日市緑町 11-19                 | 0748-22-1020 |
| 甲賀            | 528-0031 | 甲賀市水口町本町 3-1-16                 | 0748-62-0651 |
| 草津            | 525-0027 | 草津市野村 5-17-1                    | 077-562-3720 |
| <b>京都府</b>    |          |                                 |              |
| 京都西陣          | 602-8258 | 京都市上京区大宮通中立売下ル和水町 439-1         | 075-451-8609 |
| ハローワークプラザ烏丸御池 | 604-0845 | 京都市中京区烏丸御池上ル北西角 明治安田生命京都ビル 1階   | 075-255-1161 |
| 京都七条          | 600-8235 | 京都市下京区西洞院通塩小路下ル東油小路町 803        | 075-341-8609 |
| 伏見            | 612-8058 | 京都市伏見区鳳呂屋町 232                  | 075-602-8609 |
| 京都田辺          | 610-0334 | 京田辺市田辺中央 2丁目 1-23               | 0774-65-8609 |
| 福知山           | 620-0933 | 福知山市字東羽合町 37                    | 0773-23-8609 |
| 舞鶴            | 624-0937 | 舞鶴市字西小字西町 107-4                 | 0773-75-8609 |
| 峰山            | 627-0012 | 京丹後市峰山町杉谷 147-13                | 0772-62-8609 |
| 宇治            | 611-0021 | 宇治市宇治池森 16-4                    | 0774-20-8609 |
| <b>大阪府</b>    |          |                                 |              |
| 大阪東           | 540-0011 | 大阪市中央区農人橋 2-1-36 ビップビル 1F～3F    | 06-6942-4771 |
| 梅田            | 530-0001 | 大阪市北区梅田 1-2-2 大阪駅前第2ビル 16階      | 06-6344-8609 |
| 大阪西           | 552-0011 | 大阪市港区南市岡 1-2-34                 | 06-6582-5271 |
| ハローワークプラザ難波   | 542-0076 | 大阪市中央区難波 2-2-3 御堂筋ランドビル 4階      | 06-6214-9200 |
| 阿倍野           | 545-0052 | 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 8階 | 06-6631-1675 |
| 淀川            | 532-0024 | 大阪市淀川区十三本町 3-4-11               | 06-6302-4771 |
| 布施            | 577-8585 | 東大阪市長栄寺 7-6                     | 06-6782-4221 |
| ハローワークプラザ布施駅前 | 577-0056 | 東大阪市長堂 1-5-6 布施駅前セントラルビル 2階     | 06-6785-1414 |
| 堺             | 590-0028 | 堺市堺区三国ヶ丘御幸通 152 堺ジョルノビル 8階      | 072-238-8301 |
| 岸和田           | 596-0826 | 岸和田市作才町 1264                    | 072-431-5541 |
| 池田            | 563-0058 | 池田市栄本町 12-9                     | 072-751-2595 |
| 泉大津           | 595-0025 | 泉大津市旭町 22-9                     | 0725-32-5181 |
| 河内柏原          | 582-0003 | 柏原市堂島町 1-22                     | 072-972-0081 |
| 枚方            | 573-8566 | 枚方市大垣内町 2-9-21                  | 072-841-3363 |
| ハローワークプラザ枚方   | 573-1191 | 枚方市新町 1-12-1 太陽生命枚方ビル 3階        | 072-861-3150 |
| 泉佐野           | 598-0007 | 泉佐野市上町 2-1-20                   | 072-463-0565 |
| 茨木            | 567-0885 | 茨木市東中条町 1-12                    | 072-623-2551 |
| 河内長野          | 586-0025 | 河内長野市昭栄町 7-2                    | 0721-53-3081 |
| 門真            | 571-0045 | 門真市殿島町 6-4 守口門真商工会館 2階          | 06-6906-6831 |
| <b>兵庫県</b>    |          |                                 |              |
| 神戸            | 650-0025 | 神戸市中央区相生町 1-3-1                 | 078-362-8609 |
| 灘             | 657-0833 | 神戸市灘区大内通 5-2-2                  | 078-861-8609 |
| ハローワークプラザ三宮   | 651-0088 | 神戸市中央区小野柄通 7-1-1 日本生命三宮駅前ビル 1階  | 078-231-8609 |
| 尼崎            | 661-0021 | 尼崎市名神町 3-12-2                   | 06-6428-0001 |
| 西宮            | 662-0862 | 西宮市青木町 2-11                     | 0798-75-6711 |
| 姫路            | 670-0947 | 姫路市北条字中道 250                    | 079-222-8609 |
| ハローワークプラザ姫路   | 670-0927 | 姫路市駅前町 265 番地 姫路 KT ビル 3階       | 079-285-1186 |
| 加古川           | 675-0017 | 加古川市野口町良野 1742                  | 079-421-8609 |
| 伊丹            | 664-0881 | 伊丹市昆陽 1-1-6 伊丹労働総合庁舎            | 072-772-8609 |
| 明石            | 673-0891 | 明石市大明石町 2-3-37                  | 078-912-2277 |
| 豊岡            | 668-0024 | 豊岡市寿町 8-4 豊岡地方合同庁舎              | 0796-23-3101 |
| 西脇            | 677-0015 | 西脇市西脇 885-30 西脇地方合同庁舎           | 0795-22-3181 |
| 洲本            | 656-0021 | 洲本市塩屋 2-4-5                     | 0799-22-0620 |
| 柏原            | 669-3309 | 丹波市柏原町柏原字八之坪 1569               | 0795-72-1070 |
| 西神            | 651-2273 | 神戸市西区梶台 5-3-8                   | 078-991-1100 |
| 龍野            | 679-4167 | たつの市龍野町富永 1005-48               | 0791-62-0981 |
| <b>奈良県</b>    |          |                                 |              |
| 奈良            | 630-8113 | 奈良市法蓮町 387 奈良第3地方合同庁舎           | 0742-36-1601 |
| 大和高田          | 635-8585 | 大和高田市池田 574-6                   | 0745-52-5801 |
| 桜井            | 633-0007 | 桜井市外山 285-4-5                   | 0744-45-0112 |
| 下市            | 638-0041 | 吉野郡下市町下市 2772-1                 | 0747-52-3867 |
| 大和郡山          | 639-1161 | 大和郡山市観音寺町 168-1                 | 0743-52-4355 |

|             |          |                             |              |
|-------------|----------|-----------------------------|--------------|
| <b>和歌山県</b> |          |                             |              |
| 和歌山         | 640-8331 | 和歌山市美園町 5-4-7               | 073-425-8609 |
| 新宮          | 647-0044 | 新宮市神倉 4-2-4                 | 0735-22-6285 |
| 田辺          | 646-0027 | 田辺市朝日ヶ丘 24-6                | 0739-22-2626 |
| 御坊          | 644-0011 | 御坊市湯川町財部 943                | 0738-22-3527 |
| 湯浅          | 643-0004 | 有田郡湯浅町湯浅 2430-81            | 0737-63-1144 |
| 海南          | 642-0001 | 海南市船尾 186-85                | 073-483-8609 |
| 橋本          | 648-0072 | 橋本市東家 5-2-2 橋本地方合同庁舎 1F     | 0736-33-8609 |
| <b>鳥取県</b>  |          |                             |              |
| 鳥取          | 680-0845 | 鳥取市富安 2-89                  | 0857-23-2021 |
| 米子          | 683-0052 | 米子市博労町 4-169-1              | 0859-33-3911 |
| 倉吉          | 682-0816 | 倉吉市駄経寺町 2-15                | 0858-23-8609 |
| <b>島根県</b>  |          |                             |              |
| 松江          | 690-0841 | 松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎 2F | 0852-22-8609 |
| 浜田          | 697-0027 | 浜田市殿町 21-6                  | 0855-22-8609 |
| 出雲          | 693-0023 | 出雲市塩冶有原町 1-59               | 0853-21-8609 |
| 益田          | 698-0027 | 益田市あけぼの東町 4-6               | 0856-22-8609 |
| 雲南          | 699-1311 | 雲南市木次町里方 514-2              | 0854-42-0751 |
| 石見大田        | 694-0064 | 大田市大田町大田口 1182-1            | 0854-82-8609 |
| <b>岡山県</b>  |          |                             |              |
| 岡山          | 700-0971 | 岡山市野田 1-1-20                | 086-241-3222 |
| ハローワークプラザ岡山 | 700-0901 | 岡山市北区本町 6-36 第一セントラルビル 7階   | 086-222-2900 |
| 津山          | 708-8609 | 津山市山下 9-6                   | 0868-22-8341 |
| 倉敷中央        | 710-0834 | 倉敷市笹沖 1378-1                | 086-424-3333 |
| 玉野          | 706-0002 | 玉野市築港 2-23-12               | 0863-31-1555 |
| 和気          | 709-0451 | 和気郡和気町和気 481-10             | 0869-93-1191 |
| 高梁          | 716-0047 | 高梁市段町 1004-13               | 0866-22-2291 |
| 笠岡          | 714-0098 | 笠岡市笠岡 5891                  | 0865-62-2147 |
| 西大寺         | 704-8103 | 岡山市河本町 325-4                | 086-942-3212 |
| <b>広島県</b>  |          |                             |              |
| 広島          | 730-8513 | 広島市中区上八丁堀 8-2 広島清水ビル 1~4F   | 082-223-8609 |
| 広島西条        | 739-0041 | 東広島市西条町寺家 6479-1            | 082-422-8609 |
| 呉           | 737-8609 | 呉市西中央 1-5-2                 | 0823-25-8609 |
| 尾道          | 722-0026 | 尾道市栗原西 2-7-10               | 0848-23-8609 |
| 福山          | 720-8609 | 福山市東桜町 3-12                 | 084-923-8609 |
| 三原          | 723-0004 | 三原市館町 1-6-10                | 0848-64-8609 |
| 三次          | 728-0013 | 三次市十日市東 3-4-6               | 0824-62-8609 |
| 可部          | 731-0223 | 広島市安佐北区可部南 3-3-36           | 082-815-8609 |
| 府中          | 726-0005 | 府中市府中町 188-2                | 0847-43-8609 |
| 廿日市         | 738-0033 | 廿日市市串戸 4-9-32               | 0829-32-8609 |
| 広島東         | 732-0051 | 広島市東区光が丘 13-7               | 082-264-8609 |
| <b>山口県</b>  |          |                             |              |
| 山口          | 753-0064 | 山口市神田町 1-75                 | 083-922-0043 |
| 下関          | 751-0823 | 下関市貴船町 3-4-1                | 0832-22-4031 |
| 宇部          | 755-8609 | 宇部市北琴芝 2-4-30               | 0836-31-0164 |
| 防府          | 747-0801 | 防府市駅南町 9-33                 | 0835-22-3855 |
| 萩           | 758-0074 | 萩市平安古町 599-3                | 0838-22-0714 |
| 徳山          | 745-0866 | 周南市大字徳山 7510-8              | 0834-31-1950 |
| 下松          | 744-0017 | 下松市東柳 1-6-1                 | 0833-41-0870 |
| 岩国          | 740-0022 | 岩国市山手町 1-1-21               | 0827-21-3281 |
| 柳井          | 742-0031 | 柳井市南町 2-7-22                | 0820-22-2661 |
| <b>徳島県</b>  |          |                             |              |
| 徳島          | 770-0823 | 徳島市出来島本町 1-5                | 088-622-6305 |
| 三好          | 778-0002 | 三好市池田町マチ 2429-10            | 0883-72-1221 |
| 美馬          | 779-3602 | 美馬市脇町大字猪尻字東分 5              | 0883-52-8609 |
| 阿南          | 774-0030 | 阿南市富岡町佃町 540-1              | 0884-22-2016 |
| 吉野川         | 776-0010 | 吉野川市鴨島町鴨島 388-27            | 0883-24-2166 |
| 鳴門          | 772-0003 | 鳴門市撫養町南浜字権現 12              | 088-685-2270 |
| 牟岐          | 775-0006 | 海部郡牟岐町大字中村字本村 52-1          | 0884-72-1103 |
| <b>香川県</b>  |          |                             |              |
| 高松          | 761-8566 | 高松市花ノ宮町 2-2-3               | 087-869-8609 |
| ハローワークプラザ高松 | 760-0054 | 高松市常磐町 1-9-1 しごとプラザ高松内      | 087-834-8609 |

|             |          |                                   |              |
|-------------|----------|-----------------------------------|--------------|
| 丸亀          | 763-0033 | 丸亀市中府町 1-6-36                     | 0877-21-8609 |
| 坂出          | 762-0031 | 坂出市文京町 1-4-38                     | 0877-46-5545 |
| 観音寺         | 768-0067 | 観音寺市坂本町 7-8-6                     | 0875-25-4521 |
| さぬき         | 769-2301 | さぬき市長尾東 889-1                     | 0879-52-2595 |
| 土庄          | 761-4104 | 小豆郡土庄町吉ヶ浦甲 6195-3                 | 0879-62-1411 |
| <b>愛媛県</b>  |          |                                   |              |
| 松山          | 791-8522 | 松山市六軒家町 3-27 松山労働総合庁舎 1～3F        | 089-917-8609 |
| ハローワークプラザ松山 | 790-0012 | 松山市湊町 3-4-6 松山銀天街ショッピングビル GET!4 階 | 089-913-7401 |
| 今治          | 794-0043 | 今治市南宝来町 2-1-6                     | 0898-32-5020 |
| 八幡浜         | 796-0010 | 八幡浜市大字松柏丙 838-1                   | 0894-22-4033 |
| 宇和島         | 798-0036 | 宇和島市天神町 4-7                       | 0895-22-8609 |
| 新居浜         | 792-0025 | 新居浜市一宮町 1-14-16                   | 0897-34-7100 |
| 西条          | 793-0030 | 西条市大町受 315-4                      | 0897-56-3015 |
| 四国中央        | 799-0405 | 四国中央市三島中央 1-16-72                 | 0896-24-5770 |
| 大洲          | 795-0054 | 大洲市中村長畑 210-6                     | 0893-24-3191 |
| <b>高知県</b>  |          |                                   |              |
| 高知          | 781-8560 | 高知市大津乙 2536-6                     | 088-878-5320 |
| 須崎          | 785-0012 | 須崎市西糺町 4-3                        | 0889-42-2566 |
| 四万十         | 787-0012 | 四万十市右山五月町 3-12 中村地方合同庁舎           | 0880-34-1155 |
| 安芸          | 784-0001 | 安芸市矢ノ丸 4-4-4                      | 0887-34-2111 |
| いの          | 781-2120 | 吾川郡いの町枝川 1943-1                   | 088-893-1225 |
| <b>福岡県</b>  |          |                                   |              |
| 福岡中央        | 810-8609 | 福岡市中央区赤坂 1-6-19                   | 092-712-8609 |
| ハローワークプラザ福岡 | 810-0001 | 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ 12 階         | 092-716-8609 |
| 飯塚          | 820-8540 | 飯塚市芳雄町 12-1                       | 0948-24-8609 |
| 大牟田         | 836-0047 | 大牟田市大正町 6-2-3                     | 0944-53-1551 |
| 八幡          | 806-8509 | 北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10                | 093-622-5566 |
| 久留米         | 830-8505 | 久留米市諏訪野町 2401                     | 0942-35-8609 |
| 小倉          | 802-8507 | 北九州市小倉北区萩崎町 1-11                  | 093-941-8609 |
| 直方          | 822-0002 | 直方市大字頓野字正境 3334-5                 | 0949-22-8609 |
| 田川          | 826-8609 | 田川市弓削田 184-1                      | 0947-44-8609 |
| 行橋          | 824-0031 | 行橋市西宮市 5-2-47                     | 0930-25-8609 |
| 福岡東         | 813-8609 | 福岡市東区千早 6-1-1                     | 092-672-8609 |
| 八女          | 834-0023 | 八女市馬場 514-3                       | 0943-23-6188 |
| 朝倉          | 838-0061 | 朝倉市菩提寺 480-3                      | 0946-22-8609 |
| 福岡南         | 816-8577 | 春日市春日公園 3-2                       | 092-513-8609 |
| 福岡西         | 819-8552 | 福岡市西区姪浜駅南 3-8-10                  | 092-881-8609 |
| <b>佐賀県</b>  |          |                                   |              |
| 佐賀          | 840-0814 | 佐賀市成章町 5-21                       | 0952-24-4361 |
| 唐津          | 847-0817 | 唐津市熊原町 3193                       | 0955-72-8609 |
| 武雄          | 843-0023 | 武雄市武雄町昭和 39-9                     | 0954-22-4155 |
| 伊万里         | 848-0027 | 伊万里市立花町通谷 1542-25                 | 0955-23-2131 |
| 鳥栖          | 841-0035 | 鳥栖市東町一丁目 1073                     | 0942-82-3108 |
| 鹿島          | 849-1311 | 鹿島市高津原二本松 3524-3                  | 0954-62-4168 |
| <b>長崎県</b>  |          |                                   |              |
| 長崎          | 852-8522 | 長崎市宝栄町 4-25                       | 095-862-8609 |
| ハローワークプラザ長崎 | 850-0877 | 長崎市築町 3-18 メルカつきまち 3 階            | 095-823-1001 |
| 佐世保         | 857-0851 | 佐世保市稲荷町 2-30                      | 0956-34-8609 |
| 諫早          | 854-0022 | 諫早市幸町 4-8                         | 0957-21-8609 |
| 大村          | 856-8609 | 大村市松並 1-213-9                     | 0957-52-8609 |
| 島原          | 855-0042 | 島原市片町 633                         | 0957-63-8609 |
| 江迎          | 859-6101 | 北松浦郡江迎町長坂免 182-4                  | 0956-66-3131 |
| 五島          | 853-0007 | 五島市福江町 7-3                        | 0959-72-3105 |
| 対馬          | 817-0013 | 対馬市厳原町中村 642-2                    | 0920-52-8609 |
| <b>熊本県</b>  |          |                                   |              |
| 熊本          | 862-0971 | 熊本市大江 6-1-38                      | 096-371-8609 |
| 八代          | 866-0853 | 八代市清水町 1-34                       | 0965-31-8609 |
| 菊池          | 861-1331 | 菊池市隈府字南田 771-1                    | 0968-24-8609 |
| 玉名          | 865-0064 | 玉名市中 1334-2                       | 0968-72-8609 |
| 天草          | 863-0050 | 天草市丸尾町 16 番 48 号 天草労働総合庁舎 1F      | 0969-22-8609 |
| 球磨          | 868-0014 | 人吉市下薩摩瀬町 1602-1 人吉労働総合庁舎 1F       | 0966-24-8609 |
| 宇城          | 869-0502 | 宇城市松橋町松橋 266                      | 0964-32-8609 |

|                         |          |                                    |              |
|-------------------------|----------|------------------------------------|--------------|
| 阿蘇                      | 869-2612 | 阿蘇市一の宮町宮地 2318-3                   | 0967-22-8609 |
| 水俣                      | 867-0061 | 水俣市八幡町 3-2-1                       | 0966-62-8609 |
| <b>大分県</b>              |          |                                    |              |
| 大分                      | 870-8555 | 大分市都町 4-1-20                       | 097-538-8609 |
| ハローワークプラザおおい            | 870-0029 | 大分市高砂町 2-50 OASIS ひろば 21 地下 1 階    | 097-538-8622 |
| 別府                      | 874-0902 | 別府市青山町 11-22                       | 0977-23-8609 |
| 中津                      | 871-8609 | 中津市大字中殿 550-21                     | 0979-24-8609 |
| 日田                      | 877-0012 | 日田市淡窓 1-43-1                       | 0973-22-8609 |
| 佐伯                      | 876-0811 | 佐伯市鶴谷町 1-3-28 佐伯労働総合庁舎 1F          | 0972-24-8609 |
| 宇佐                      | 879-0453 | 宇佐市大字上田 1055-1                     | 0978-32-8609 |
| 豊後大野                    | 879-7131 | 豊後大野市三重町市場 1225-9                  | 0974-22-8609 |
| <b>宮崎県</b>              |          |                                    |              |
| 宮崎                      | 880-8533 | 宮崎市柳丸町 131                         | 0985-23-2245 |
| ハローワークプラザ宮崎             | 870-0029 | 宮崎市大塚台西 1 丁目 1-39                  | 097-538-8622 |
| 延岡                      | 882-0872 | 延岡市愛宕町 2-2300                      | 0982-32-5435 |
| 日向                      | 883-0041 | 日向市北町 2-11                         | 0982-52-4131 |
| 都城                      | 885-0072 | 都城市上町 2 街区 11 号 都城合同庁舎 1 階         | 0986-22-1745 |
| 日南                      | 887-2536 | 日南市吾田西 1-7-23                      | 0987-23-8609 |
| 高鍋                      | 884-0006 | 児湯郡高鍋町大字上江字高月 8340                 | 0983-23-0848 |
| 小林                      | 886-0004 | 小林市大字細野 367-5                      | 0984-23-2171 |
| <b>鹿児島県</b>             |          |                                    |              |
| 鹿児島                     | 890-8555 | 鹿児島市下荒田 1-43-28                    | 099-250-6060 |
| ハローワークかごしま<br>ワークプラザ天文館 | 892-0842 | 鹿児島市東千石町 1-38 鹿児島商工会議所ビル(アイムビル)6 階 | 099-223-8010 |
| 川内                      | 895-0063 | 薩摩川内市若葉町 4-24 川内地方合同庁舎 1 階         | 0996-22-8609 |
| 鹿屋                      | 893-0007 | 鹿屋市北田町 3-3-11 鹿屋産業支援センター1F         | 0994-42-4135 |
| 国分                      | 899-4332 | 霧島市国分中央 1-4-35                     | 0995-45-5311 |
| 加世田                     | 897-0002 | 南さつま市加世田武田 17835-2                 | 0993-53-5111 |
| 伊集院                     | 899-2521 | 日置市伊集院町大田 825-3                    | 099-273-3161 |
| 大隅                      | 899-8102 | 曾於市大隅町岩川 5575-1                    | 0994-82-1265 |
| 出水                      | 899-0201 | 出水市緑町 37-5                         | 0996-62-0685 |
| 名瀬                      | 894-0036 | 奄美市名瀬長浜町 1-1                       | 0997-52-4611 |
| 指宿                      | 891-0404 | 指宿市東方 9489-11                      | 0993-22-4135 |
| <b>沖縄県</b>              |          |                                    |              |
| 那覇                      | 900-8601 | 那覇市おもろまち 1-3-25                    | 098-866-8609 |
| ハローワークプラザ那覇             | 900-0006 | 那覇市おもろまち 3-3-1 コープあつふるタウン 3 階      | 098-867-8010 |
| 沖縄                      | 904-0003 | 沖縄市住吉 1-23-1                       | 098-939-3200 |
| ハローワークプラザ沖縄             | 904-0004 | 沖縄市中央 2-28-1 コリンザ 3 階              | 098-939-8010 |
| 名護                      | 905-0021 | 名護市東江 4-3-12                       | 0980-52-2810 |
| 宮古                      | 906-0013 | 宮古島市平良字下里 1020                     | 0980-72-3329 |
| 八重山                     | 907-0004 | 石垣市字登野城 55-4                       | 0980-82-2327 |



## 地域障害者職業センター 一覧

| センター | 郵便番号     | 所在地                             | 電話番号         | FAX          |
|------|----------|---------------------------------|--------------|--------------|
| 北海道  | 001-0024 | 札幌市北区北24条西5丁目1-1 札幌サンプラザ 5F     | 011-747-8231 | 011-747-8134 |
| 旭川   | 070-0034 | 旭川市4条通8丁目右1号 ツジビル 5F            | 0166-26-8231 | 0166-26-8232 |
| 青森   | 030-0845 | 青森市緑2丁目17-2                     | 017-774-7123 | 017-776-2610 |
| 岩手   | 020-0133 | 盛岡市青山4-12-30                    | 019-646-4117 | 019-646-6860 |
| 宮城   | 983-0836 | 仙台市宮城野区幸町4-6-1                  | 022-257-5601 | 022-257-5675 |
| 秋田   | 010-0944 | 秋田市川尻若葉町4-48                    | 018-864-3608 | 018-864-3609 |
| 山形   | 990-0021 | 山形市小白川町2-3-68                   | 023-624-2102 | 023-624-2179 |
| 福島   | 960-8135 | 福島市腰浜町23-28                     | 024-522-2230 | 024-522-2261 |
| 茨城   | 309-1703 | 茨城県笠間市鯉淵6528番地66                | 0296-77-7373 | 0296-77-4752 |
| 栃木   | 320-0865 | 宇都宮市睦町3-8                       | 028-637-3216 | 028-637-3190 |
| 群馬   | 379-2154 | 前橋市天川大島町130-1                   | 027-290-2540 | 027-290-2541 |
| 埼玉   | 338-0825 | さいたま市桜区下大久保136-1                | 048-854-3222 | 048-854-3260 |
| 千葉   | 261-0001 | 千葉市美浜区幸町1-1-3                   | 043-204-2080 | 043-204-2083 |
| 東京   | 110-0015 | 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル 3F        | 03-6673-3938 | 03-6673-3948 |
| 多摩   | 190-0012 | 立川市曙町2丁目38-5 立川ビジネスセンタービル 5F    | 042-529-3341 | 042-529-3356 |
| 神奈川  | 228-0815 | 相模原市南区桜台13-1                    | 042-745-3131 | 042-742-5789 |
| 新潟   | 950-0067 | 新潟市東区大山2-13-1                   | 025-271-0333 | 025-271-9522 |
| 富山   | 930-0004 | 富山市桜橋通り1-18 住友生命富山ビル 7F         | 076-413-5515 | 076-413-5516 |
| 石川   | 920-0856 | 金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ 1F            | 076-225-5011 | 076-225-5017 |
| 福井   | 910-0026 | 福井市光陽2-3-32                     | 0776-25-3685 | 0776-25-3694 |
| 山梨   | 400-0864 | 甲府市湯田2-17-14                    | 055-232-7069 | 055-232-7077 |
| 長野   | 380-0935 | 長野市中御所3-2-4                     | 026-227-9774 | 026-224-7089 |
| 岐阜   | 502-0933 | 岐阜市日光町6-30                      | 058-231-1222 | 058-231-1049 |
| 静岡   | 420-0851 | 静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル 7F        | 054-652-3322 | 054-652-3325 |
| 愛知   | 453-0015 | 名古屋市市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル 4F       | 052-452-3541 | 052-452-6218 |
| 豊橋   | 440-0888 | 豊橋市駅前大通り1-27 三菱UFJ証券豊橋ビル 6F     | 0532-56-3861 | 0532-56-3860 |
| 三重   | 514-0002 | 津市島崎町327-1                      | 059-224-4726 | 059-224-4707 |
| 滋賀   | 525-0027 | 草津市野村2丁目20-5                    | 077-564-1641 | 077-564-1663 |
| 京都   | 600-8235 | 京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町803番地       | 075-341-2666 | 075-341-2678 |
| 大阪   | 541-0056 | 大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル 4F | 06-6261-7005 | 06-6261-7066 |
| 南大阪  | 591-8025 | 堺市北区長曾根町130-23 堺商工会議所 5F        | 072-258-7137 | 072-258-7139 |
| 兵庫   | 657-0833 | 神戸市灘区大内通5-2-2                   | 078-881-6776 | 078-881-6596 |
| 奈良   | 630-8014 | 奈良市四条大路4-2-4                    | 0742-34-5335 | 0742-34-1899 |
| 和歌山  | 640-8323 | 和歌山市太田130-3                     | 073-472-3233 | 073-474-3069 |
| 鳥取   | 680-0842 | 鳥取市吉方189                        | 0857-22-0260 | 0857-26-1987 |
| 島根   | 690-0877 | 松江市春日町532                       | 0852-21-0900 | 0852-21-1909 |
| 岡山   | 700-0821 | 岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル17階    | 086-235-0830 | 086-235-0831 |
| 広島   | 732-0052 | 広島市東区光町2-15-55                  | 082-263-7080 | 082-263-7319 |
| 山口   | 747-0803 | 防府市岡村町3-1                       | 0835-21-0520 | 0835-21-0569 |
| 徳島   | 770-0823 | 徳島市出来島本町1-5                     | 088-611-8111 | 088-611-8220 |
| 香川   | 760-0055 | 高松市観光通2-5-20                    | 087-861-6868 | 087-861-6880 |
| 愛媛   | 790-0808 | 松山市若草町7-2                       | 089-921-1213 | 089-921-1214 |
| 高知   | 781-5102 | 高知市大津甲770-3                     | 088-866-2111 | 088-866-0676 |
| 福岡   | 810-0042 | 福岡市中央区赤坂1-6-19 ワークプラザ赤坂 5F      | 092-752-5801 | 092-752-5751 |
| 北九州  | 802-0066 | 北九州市小倉北区萩崎町1-27                 | 093-941-8521 | 093-941-8513 |
| 佐賀   | 840-0851 | 佐賀市天祐1-8-5                      | 0952-24-8030 | 0952-24-8035 |
| 長崎   | 852-8104 | 長崎市茂里町3-26                      | 095-844-3431 | 095-848-1886 |
| 熊本   | 862-0971 | 熊本市大江6-1-38 4F                  | 096-371-8333 | 096-371-8806 |
| 大分   | 874-0905 | 別府市上野口町3088-170                 | 0977-25-9035 | 0977-25-9042 |
| 宮崎   | 880-0014 | 宮崎市鶴島2-14-17                    | 0985-26-5226 | 0985-25-6425 |
| 鹿児島  | 890-0063 | 鹿児島市鴨池2-30-10                   | 099-257-9240 | 099-257-9281 |
| 沖縄   | 900-0006 | 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎5階       | 098-861-1254 | 098-861-1116 |

## 謝辞

本ワークショップの開催にあたり、多くの皆様のお力をいただきました。HIV 感染症の理解促進のためのご講演と議論の進行役としてお力添えをいただいた本田美和子医師、岡本学様、ワークショップを成功に導くために活発なご意見をいただいた委員の皆様、そして当日ご参加いただいた多くの皆様、本当にありがとうございました。また、報告書の執筆にご協力をいただきました皆様にも、感謝申し上げます。

平成 22 年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業  
先進的・独創的活動支援事業助成金  
HIV 感染者の就労促進と就労環境整備の発展のための協働ワークショップ事業

HIV 感染者就労のための協働ワークショップ 報告書

---

2011 年 3 月 31 日 発行

編集・発行 社会福祉法人はばたき福祉事業団

〒162-0814 東京都新宿区新小川町 9 番 20 号 新小川町ビル 5 階

TEL 03-5228-1200 FAX 03-5227-7126

---

本報告書は、独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業の助成により作成しました。

本報告書の全部または一部を無断で複写複製（コピー）することを禁じます。